

総合科学博物館

教育委員会	総合科学博物館	植栽管理委託
委託形態：指名競争入札		委託先：民間業者
平成 17 年度年間委託料(円)		6,300,000

.委託業務の内容の検討

(1) 委託業務の概要

愛媛県総合科学博物館の植栽を良好に維持管理するため、除草年 3 回、消毒年 2 回、剪定年 1 回、刈り込み年 1 回、施肥年 1 回を業者に委託している。

(2) 外部委託先決定方法について

指名競争入札によっている。

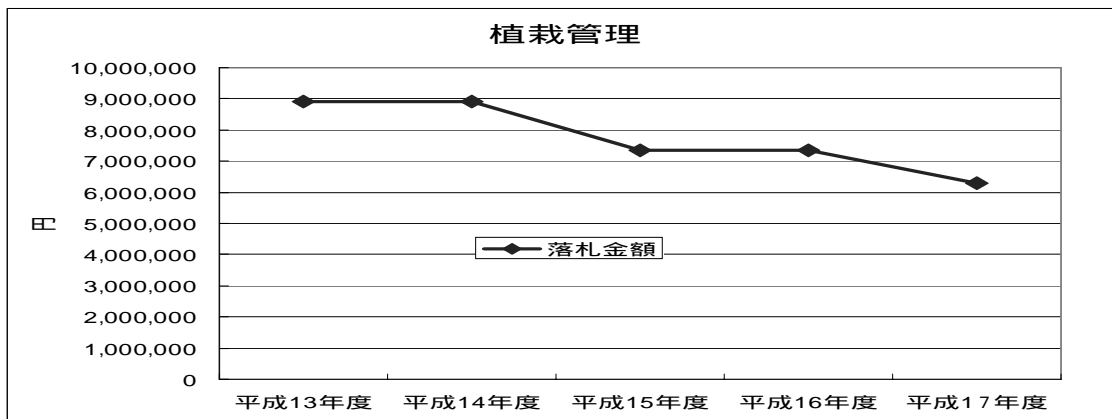
(3) 委託金額の決定方法

過去 5 年間の委託実績は以下のようになっている。

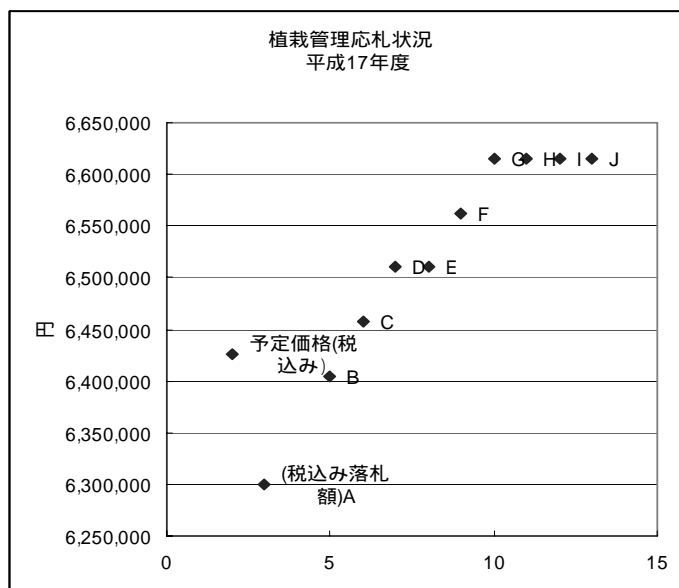
落札率は平成 15 年度を除いて非常に高い水準となっている。

単位:円

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
落札金額	8,925,000	8,925,000	7,350,000	7,350,000	6,300,000
前年度差額	-	0	-1,575,000	0	-1,050,000



植栽管理		平成17年度
予定価格(税込み)		6,426,000
(税込み落札額)A社		6,300,000
入札参加者の応札状況		
B社		6,405,000
C社		6,457,500
D社		6,510,000
E社		6,510,000
F社		6,562,500
G社		6,615,000
H社		6,615,000
I社		6,615,000
J社		6,615,000
K社		入札棄権
落札業者と2位業者の差額		105,000



予定価格は公共工事用の労務単価に実施面積に対する人役数を乗じて求めている。

(4) 委託業務の執行状況の管理・検証状況

委託状況の検証は作業結果を実地検分し、又業務完了報告書に添付される写真等で確認している。実地検分の結果、刈り込みの追加を依頼したこともある。

・監査結果

(1) 指名競争入札を選択することの理由の合理性について

指名業者は、平成13年度より17年度まで10業者、10業者、14業者、9業者、11業者と一部入れ替えをしている。又面積の縮小、刈り込み回数の減等により予定価格が下がり、落札価格は下がってきてはいるが、指名業者選定について透明性のある資料はない。

この業務はその性格上、地方自治法234条第2項、地方自治法施行令167条第1号乃至第3号にいう「その性質又は目的が一般競争入札に適しない」、「その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である場合」、「一般競争入札に付することが不利と認められるとき」のいずれにも該当しないと思われる。又平成15年度を除き落札率が100%に近い結果となっている。

又指名競争入札の取引の不当制限リスクを鑑みると、指名競争入札でなく、一般競争入札とすべきである。(指摘)

(2) 委託業務の検証結果について

委託業務を検証した結果、不備なところがあれば指示して手直し等をさせる等をしているとのことであるが、その実質検証結果を記録に残していない。形式的な印鑑を押印した業務完了報告のみでなく、実質的な検証に基づく記録がなければ実質的な検証をしていない

のと同じことになる。実施した業者の評価のためにも検証記録を残しておく必要がある。
(指摘)

教育委員会	総合科学博物館	浄化槽設備保守点検委託
委託形態: 指名競争入札		委託先: 民間業者
平成 17 年度年間委託料(円)		8,284,500

. 委託業務の内容の検討

(1) 委託業務の概要

総合科学博物館の浄化槽を良好に維持管理するとともに、事故、故障に適切な対処をするための保守点検業務。

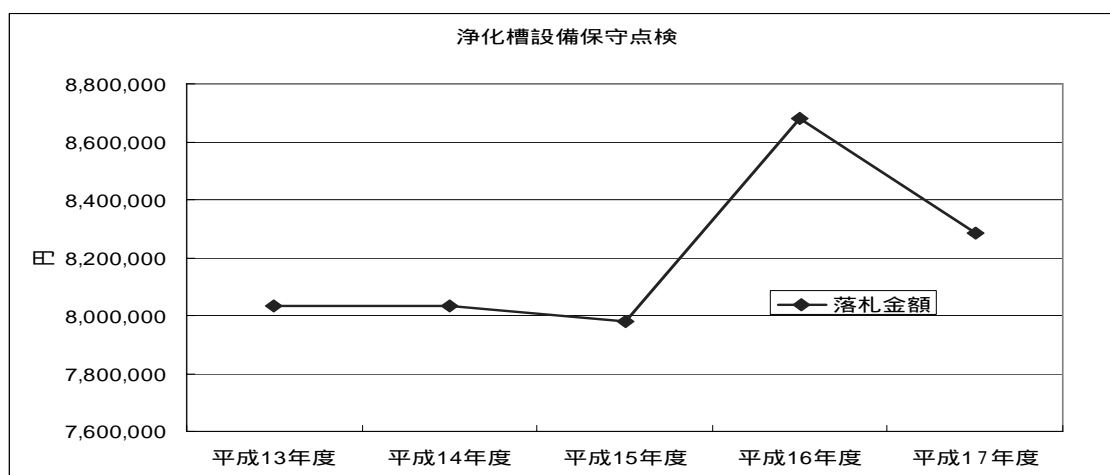
(2) 外部委託先決定方法について

新居浜市及び旧西条市の業者から 3 業者を指名し、指名競争入札によっている。過去 5 年間の委託実績は以下のようになっている。

浄化槽設備保守点検

単位:円

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
落札金額	8,032,500	8,032,500	7,980,000	8,682,240	8,284,500
前年度差額	-	0	-52,500	702,240	-397,740



(3) 委託業務の執行状況の管理・検証状況

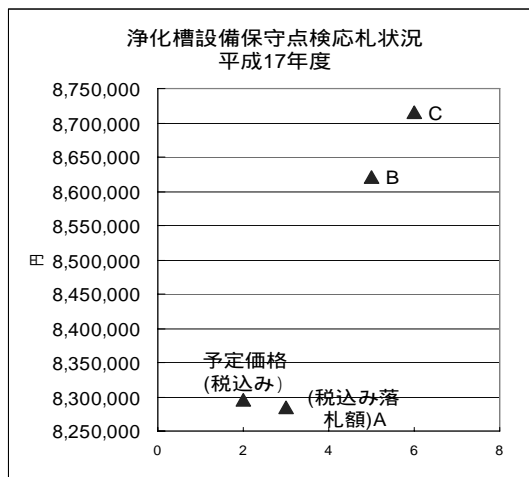
委託状況の検証は次のようになされている。

落札率は平成 15 年度を除き、非常に高い数字となっている。

3 社のうちのいつも同じ業者が落札している。

平成 16 年度において委託額がアップしているのは、「水質汚濁防止法」の改正により点検項目が増えたためである。

浄化槽設備保守点検		平成17年度
予定価格(税込み)		8,295,000
(税込み落札額)A社		8,284,500
入札参加者の応札状況		
B社		8,620,500
C社		8,715,000
落札業者と2位業者の差額		336,000
落札率(%)		99.9%



(4) 委託価格の基礎となる予定価格計算

浄化槽保守点検標準、環境測定分析料金、県浄化管理センター検査料等を参考に積算している。

. 監査結果

(1) 指名競争入札を選択することの理由の合理性について

指名業者は、平成 13 年度より 17 年度まで新居浜市又は旧西条市で業務を営む 3 業者を指名し、結果として毎年同じ業者が落札している。近くて直ぐに対応できるということで地域を近くに特定したというが、何故この 3 業者なのか選定について透明性のある資料はない。

この業務はその性格上、地方自治法 234 条第 2 項、地方自治法施行令 167 条第 1 号乃至第 3 号にいう「その性質又は目的が一般競争入札に適しない」、「その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である場合」、「一般競争入札に付することが不利と認められるとき」のいずれにも該当しないと思われる。又平成 15 年度を除き落札率が 100%に近い結果となっている。

又指名競争入札の取引の不当制限リスクを鑑みると、指名競争入札でなく、一般競争入札とすべきである。(指摘)

(2) 予定価格算定資料の再検討について

予定価格算定の基礎としている「浄化槽保守点検標準料金精算表」の内容を精査し、当総

合科学博物館の浄化槽の現実に応じた方法、計算を検討すべきと思われる。(意見)

教育委員会	総合科学博物館	空調設備保守点検委託
委託形態：指名競争入札		委託先：民間業者
平成17年度年間委託料(円)		22,470,000

委託業務の内容の検討

(1) 委託業務の概要

当館の空調設備の保守点検業務を委託している。

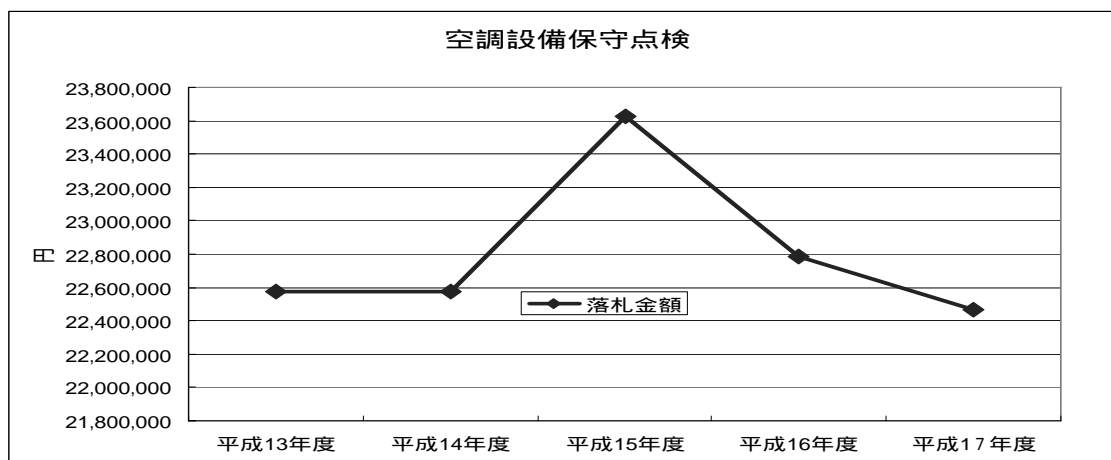
(2) 外部委託先決定方法について

指名競争入札によっている。過去5年間の委託実績は以下のようになっている。

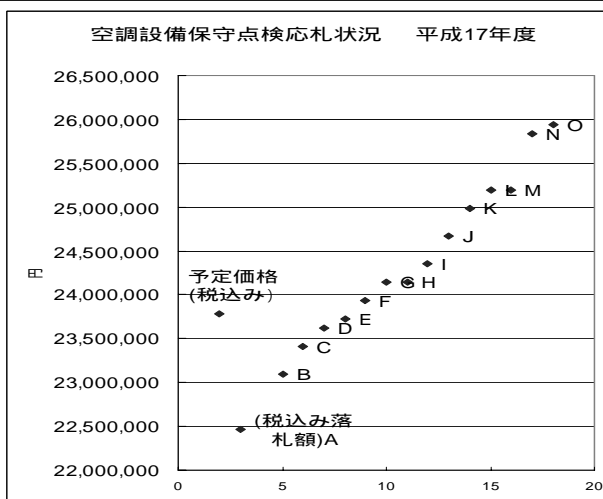
空調設備保守点検

単位：円

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
落札金額	22,575,000	22,575,000	23,625,000	22,785,000	22,470,000
前年度差額	-	0	1,050,000	-840,000	-315,000



予定価格(税込み)	23,782,500
(税込み落札額)A社	22,470,000
入札参加者の応札状況	
B社	23,100,000
C社	23,415,000
D社	23,625,000
E社	23,730,000
F社	23,940,000
G社	24,150,000
H社	24,150,000
I社	24,360,000
J社	24,675,000
K社	24,990,000
L社	25,200,000
M社	25,200,000
N社	25,830,000
O社	25,935,000
落札業者と2位業者の差額	630,000
落札率(%)	94.5%



(3) 委託金額の決定方法

予定価格算出のベースは、業者 3 社よりの見積書によっている。

(4) 委託業務の執行状況の管理・検証状況

切替報告書、保守点検作業報告書、業務完了確認調書によっている。

. 監査結果

(1) 指名競争入札を選択することの理由の合理性について

指名業者は、平成 13 年度より 17 年度まで 11 業者、12 業者、13 業者、13 業者、15 業者と一部追加してきている。但し、今までは特定の 1 社のみが落札している。又指名業者選定について透明性のある資料はない。

この業務はその性格上、地方自治法 234 条第 2 項、地方自治法施行令 167 条第 1 号乃至第 3 号にいう「その性質又は目的が一般競争入札に適しない」、「その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要があると認められる程度に少数である場合」、「一般競争入札に付することが不利と認められるとき」のいずれにも該当しないと思われる。又落札率平成 13 年度、14 年度に比べ少し下がったとはいえ、高率である。又指名競争入札の取引の不当制限リスクを鑑みると、指名競争入札でなく、一般競争入札とすべきである。(指摘)

(2) 委託業務の執行状況の検証に関して

形式上の前述したような書式に基づく報告はあるが、業者の点検結果を査定し、フォローした実質的な検証を示す証跡がない。少なくとも検査結果を業者が示したときに、これに立ち会った者がその内容を確認して納得したことがわかるようサイン等をするなどして、実質的な検証がわかる資料を残すべきである。(意見)

教育委員会	総合科学博物館	消防設備保守点検委託
委託形態：指名競争入札		委託先：民間業者
平成 17 年度年間委託料(円)		3,087,000

. 委託業務の内容の検討

(1) 委託業務の概要

当館及び立体駐車場の消防設備の機能点検、総合点検、保守業務の委託である。

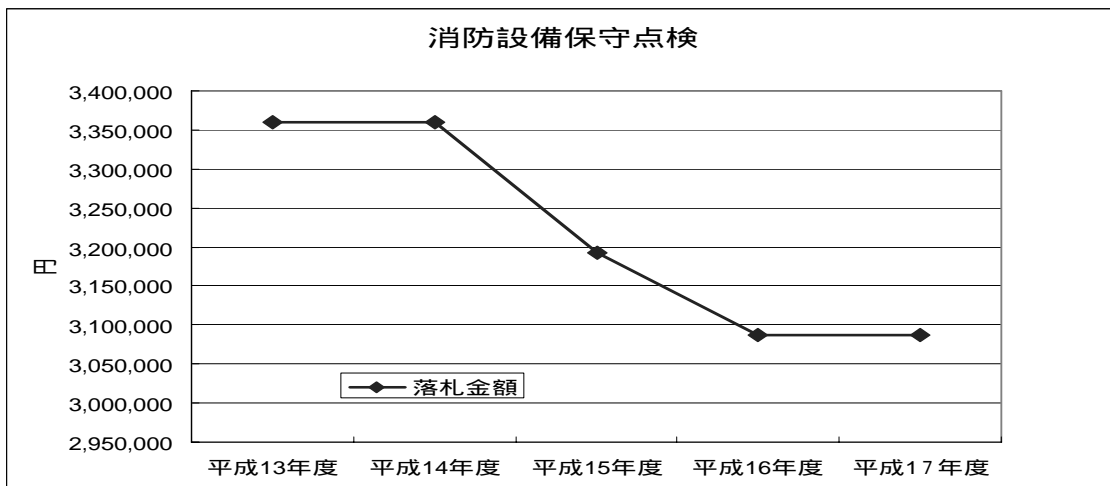
(2) 外部委託先決定方法について

指名競争入札によっている。過去 5 年間の委託実績は以下のようになっている。

消防設備保守点検

単位:円

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
落札金額	3,360,000	3,360,000	3,192,000	3,087,000	3,087,000
前年度差額	-	0	-168,000	-105,000	0

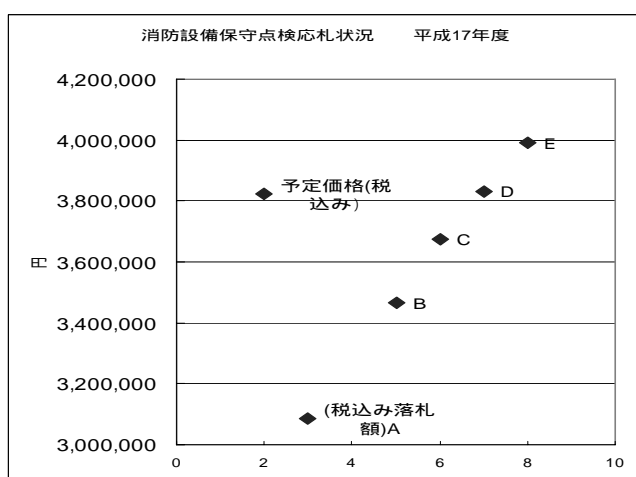


消防設備保守点検 平成17年度

予定価格(税込み)	3,822,000
(税込み落札額)A社	3,087,000

入札参加者の応札状況

B社	3,465,000
C社	3,675,000
D社	3,832,500
E社	3,990,000
落札業者と2位業者の差額	378,000
落札率(%)	80.8%



(3) 委託金額の決定方法

予定価格の算出は、平成13年度、14年度は業者見積の最低価格の95%としていたが、平成15年度より消防料金等の標準点検料金算定資料等を参考に算出している。

(4) 委託業務の執行状況の管理・検証状況

業者が館の担当者の氏名入りの検査証を持参し、立会いを求めてくるのでこれに対応している。又点検結果報告書により報告を受けている。

・監査結果

(1) 指名競争入札を選択することの理由の合理性について

指名業者は、平成13年度より17年度まで4業者、4業者、4業者、5業者、5業者と一部追加してきている。但し、今までは特定の1社のみが落札している。又指名業者選定につ

いて透明性のある資料はない。

この業務はその性格上、地方自治法 234 条第 2 項、地方自治法施行令 167 条第 1 号乃至第 3 号にいう「その性質又は目的が一般競争入札に適しない」、「その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である場合」、「一般競争入札に付することが不利と認められるとき」のいずれにも該当しないと思われる。指名競争入札の取引の不当制限リスクを鑑みると、指名競争入札でなく、一般競争入札とすべきである。(指摘)

教育委員会	総合科学博物館	警備業務委託
委託形態：指名競争入札		委託先：民間業者
平成 17 年度年間委託料(円)		27,510,000

. 委託業務の内容の検討

(1) 委託業務の概要

当館の全般の警備(火災、盗難、不良行為、財産の保全、異常発生時の処置、空調機器、駐車場等々)、定期巡視を委託している。

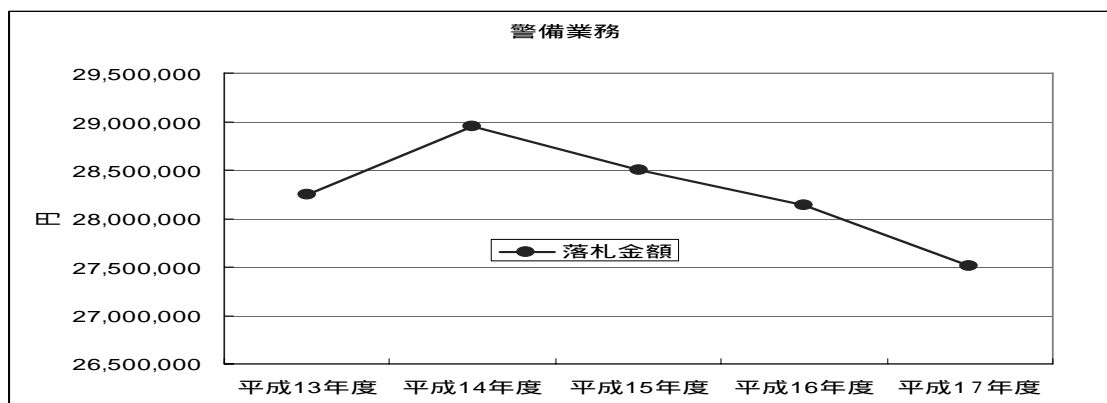
(2) 外部委託先決定方法について

平成 13 年から 15 年までは 1 社随意契約であったが、平成 16 年度より 6 社の指名競争入札によっている。過去 5 年間の委託実績は以下のようになっている。

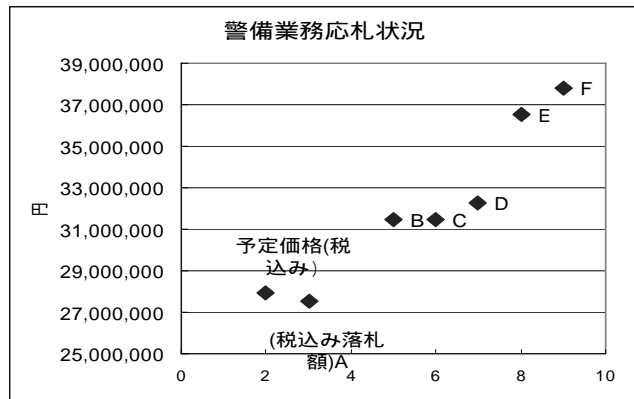
警備

単位：円

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
落札金額	28,245,000	28,950,000	28,500,000	28,140,000	27,510,000
前年度差額	-	705,000	-450,000	-360,000	-630,000



警備	平成17年度
予定価格(税込み)	27,930,000
(税込み落札額)A社	27,510,000
入札参加者の応札状況	
B社	31,500,000
C社	31,500,000
D社	32,276,160
E社	36,540,000
F社	37,800,000
落札業者と2位業者の差額	3,990,000
落札率(%)	98.5%



(3) 委託金額の決定方法

建設物価、警備配員人数、日数等を参考に積算している。

(4) 委託業務の執行状況の管理・検証状況

警備員日誌、業務完了報告、業務完了確認調書によっている。

・監査結果

(1) 指名競争入札を選択することの理由の合理性について

指名業者は、平成16年度、17年度ともに6業者であるが、平成13年、14年の随意契約した業者が落札している。随意契約が指名競争になったからといって特に落札額が下がっているわけではない。又指名業者選定について透明性のある資料はない。

この業務はその性格上、地方自治法234条第2項、地方自治法施行令167条第1号乃至第3号にいう「その性質又は目的が一般競争入札に適しない」、「その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である場合」、「一般競争入札に付することが不利と認められるとき」のいずれにも該当しないと思われる。指名競争入札の取引の不当制限リスクを鑑みると、指名競争入札でなく、一般競争入札とすべきである。(指摘)

(2) 委託業務の執行状況の検証に関して

形式上の前述したような書式に基づく報告はあるが、業者の業務日誌の記載が形式的すぎる。日々の警備の中で些細なこと、何かあるはずであり、これをきちんと書いてもらうよう指導することが大きな問題等を未然に防ぐことになるはずである。(意見)

教育委員会	総合科学物館	清掃業務委託
委託形態：指名競争入札		委託先：民間業者
平成17年度年間委託料(円)		18,900,000

委託業務の内容の検討

(1) 委託業務の概要

当館施設の美観、衛生を良好に保つために清掃業務、建築物環境衛生管理業務(床ワックス年2回、カーペットクリーニング年1回、飲料水水質検査年3回を含む)を委託している。

(2) 外部委託先決定方法について

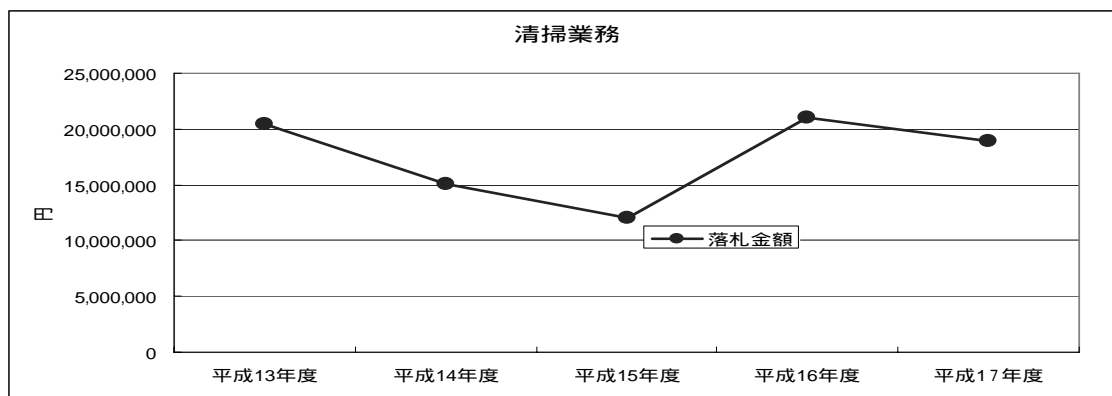
平成13年度、14年度は一般競争入札、平成16年度以降、指名競争入札によっている。過去5年間の委託実績は以下のようになっている。

清掃

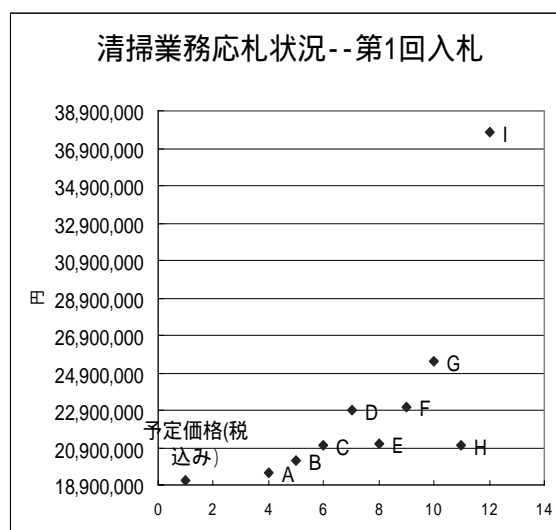
単位:円

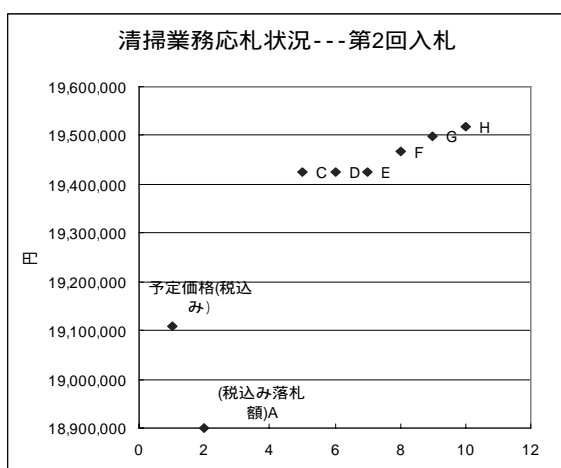
	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
落札金額	20,475,000	15,015,000	11,980,710	21,052,500	18,900,000
前年度差額	-	-5,460,000	-3,034,290	9,071,790	-2,152,500

平成15年度は県の登録業者でないX社に落札し、当該落札が無効となり、入札を再度行ったがそれらの契約額の合計で示している。



	平成17年度	
	第1回	第2回
予定価格(税込み)	19,110,000	19,110,000
(税込み落札額)A社		18,900,000
入札参加者の応札状況		
A社	19,530,000	18,900,000
B社	20,202,000	辞退
C社	21,000,000	19,425,000
D社	22,890,000	19,425,000
E社	21,105,000	19,425,000
F社	23,100,000	19,467,000
G社	25,504,500	19,498,500
H社	21,042,000	19,519,500
I社	37,781,310	辞退
落札業者と2位業者の差額	-	525,000
落札率(%)		98.9%





(3) 委託金額の決定方法

予定価格の積算数字は、平成 14 年度は面積計算をしたがビル管理協同組合の単価表を用い、平成 15 年度は同じく面積計算をしたが、建設物価の単価表で、平成 16 年度は人役計算を建設物価単価表で行っているため、年度によって予定価格が大きく変動している。

(4) 委託業務の執行状況の管理・検証状況

清掃日誌及び業務完了報告書によっている。

・監査結果

(1) 予定価格算出方法について

上述のように予定価格の算出方法が変遷している。愛媛県全体で清掃業務の委託は他の施設においても、又他の部においても多くあるが情報の共有化、効率的な業務委託、コスト圧縮ということについての対応が甚だ不十分といわざるを得ない。(意見)

(2) 指名競争入札を選択することの理由の合理性について

指名業者は、平成 16 年度、17 年度ともに 9 業者であるが指名業者選定について透明性のある資料はない。平成 15 年度において登録資格業者でない業者が落札し誤って発注したことをもって指名競争に変えたのであるならば問題は別のところである。入札手続きに不備があったために発生した問題であり、一般競争入札であるから発生したのではない。

この業務はその性格上、地方自治法 234 条第 2 項、地方自治法施行令 167 条第 1 号乃至第 3 号にいう「その性質又は目的が一般競争入札に適しない」、「その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である場合」、「一般競争入札に付することが不利と認められるとき」のいずれにも該当しないと思われる。指名競争入札の取引の不当制限リスクを鑑みると、指名競争入札でなく、一般競争入札とすべきである。(指摘)

教育委員会	総合科学博物館	館内窓ガラス清掃業務委託
委託形態：指名競争入札		委託先：民間業者
平成17年度年間委託料(円)		1,995,000

委託業務の内容の検討

(1) 委託業務の概要

館内の窓ガラスの清掃を年1回、延べ3,168.68㎡の業務委託をしている。

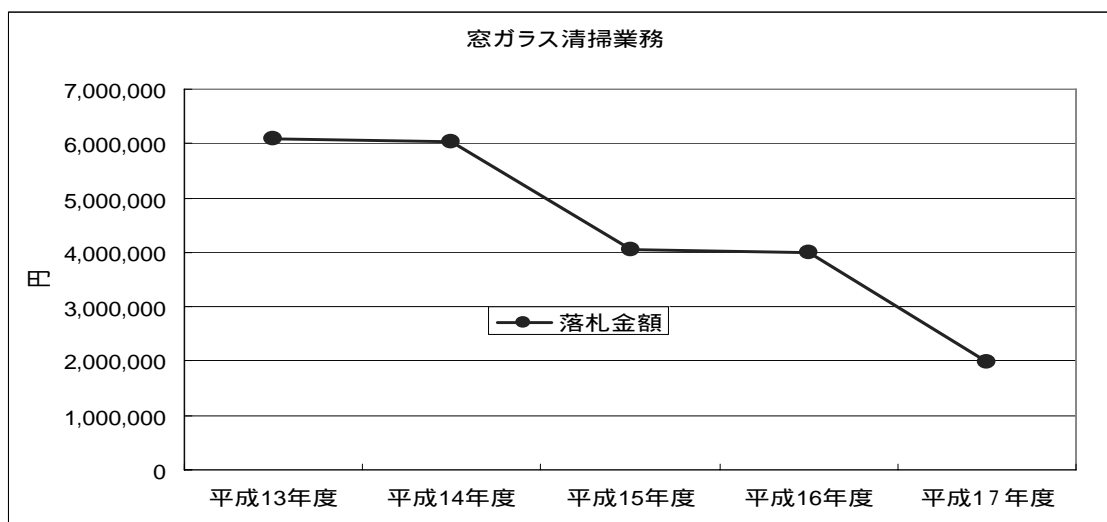
(2) 外部委託先決定方法について

指名競争入札によっている。過去5年間の委託実績は以下のようになっている。

窓ガラス清掃

単位：円

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
落札金額	6,090,000	6,037,500	4,042,500	3,999,000	1,995,000
前年度差額	-	-52,500	-1,995,000	-43,500	-2,004,000



窓ガラス清掃

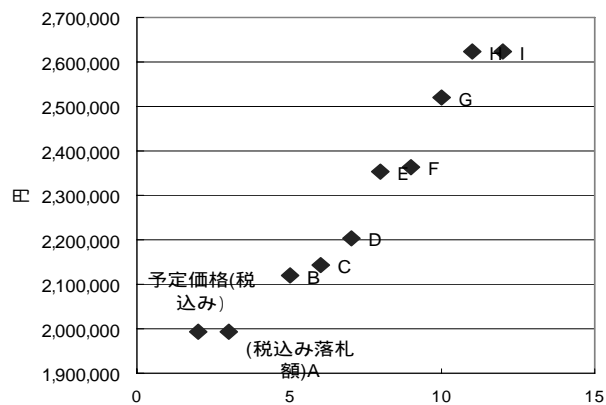
平成17年度

予定価格(税込み)	1,995,000
(税込み落札額)A社	1,995,000

入札参加者の応札状況

B社	2,121,000
C社	2,142,000
D社	2,205,000
E社	2,352,000
F社	2,362,500
G社	2,520,000
H社	2,625,000
I社	2,625,000
落札業者と2位業者の差額	126,000
落札率(%)	100.0%

窓ガラス清掃業務応札状況



(3) 委託金額の決定方法

3業者の見積を参考にして積算している。

(4) 委託業務の執行状況の管理・検証状況

作業後、口頭報告、実地検分、業務完了報告書によっている。

. 監査結果

(2) 指名競争入札を選択することの理由の合理性について

指名業者は、平成13年度から17年度まで、9業者、10業者、11業者、9業者、9業者であるが指名業者選定について透明性のある資料はない。

この業務はその性格上、地方自治法234条第2項、地方自治法施行令167条第1号乃至第3号にいう「その性質又は目的が一般競争入札に適しない」、「その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である場合」、「一般競争入札に付することが不利と認められるとき」のいずれにも該当しないと思われる。指名競争入札の取引の不当制限リスクを鑑みると、指名競争入札でなく、一般競争入札とすべきである。(指摘)

教育委員会	総合科学博物館	プラネタリウム棟外壁等洗浄委託
委託形態：指名競争入札		委託先：民間業者
平成17年度年間委託料(円)		1,858,500

. 委託業務の内容の検討

(1) 委託業務の概要

プラネタリウム棟外壁洗浄年1回、プラネタリウム池清掃年1回、沈砂池清掃年1回、調整池清掃年1回の委託である。

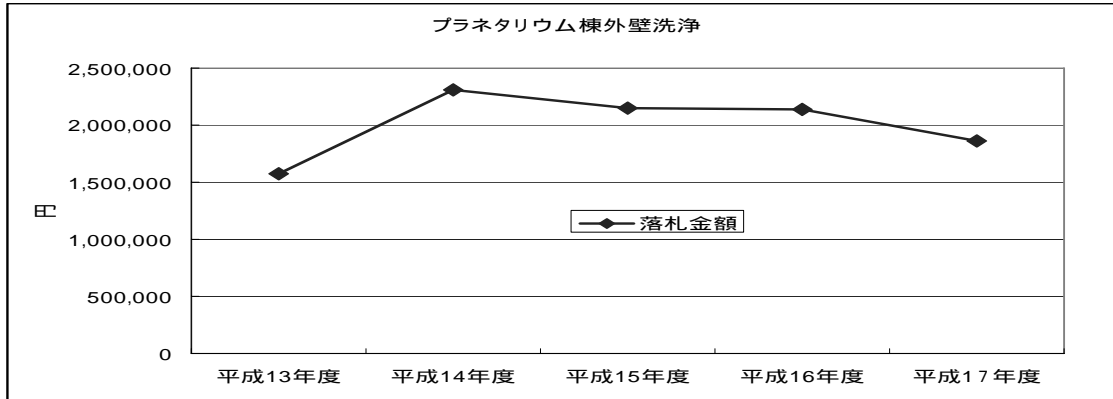
(2) 外部委託先決定方法について

指名競争入札によっている。過去5年間の委託実績は以下のようになっている。

プラネタリウム棟外壁洗浄

単位：円

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
落札金額	1,575,000	2,310,000	2,152,500	2,142,000	1,858,500
前年度差額	-	735,000	-157,500	-10,500	-283,500



プラネタリウム棟外壁洗淨	平成17年度		
	第1回	第2回	見積依頼
予定価格(税込み)	1,858,500	1,858,500	1,858,500
(税込み落札額)A社			1,858,500
入札参加者の応札状況			
A社	2,131,500	2,079,000	1,858,500
B社	2,152,500	2,121,000	辞退
C社	2,173,500	2,121,000	辞退
D社	2,184,000	2,126,250	辞退
E社	2,205,000	2,121,000	辞退
F社	2,257,500	2,121,000	辞退
G社	2,394,000	2,126,250	辞退
H社	2,730,000	2,130,450	辞退
I社	3,772,650	2,121,000	辞退
対予定価格比率			100.0%

(3) 委託金額の決定方法

積算資料を基に予定価格を算出している。

(4) 委託業務の執行状況の管理・検証状況

業務完了時に報告を受け検分し、又業務完了報告によっている。

. 監査結果

(1) 再委託の状況把握について

再委託は原則禁止であるが、書面による申出のある場合は協議の上許可しているとのことであるが、具体的にその再委託料を把握しておくべきである。(意見)

(2) 指名競争入札を選択することの理由の合理性について

指名業者は、平成13年度から17年度まで、10業者、10業者、11業者、9業者、9業者で

あるが指名業者選定について透明性のある資料はない。

この業務はその性格上、地方自治法 234 条第 2 項、地方自治法施行令 167 条第 1 号乃至第 3 号にいう「その性質又は目的が一般競争入札に適しない」、「その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である場合」、「一般競争入札に付することが不利と認められるとき」のいずれにも該当しないと思われる。指名競争入札の取引の不当制限リスクを鑑みると、指名競争入札でなく、一般競争入札とすべきである。（指摘）

歴史文化博物館

教育委員会	歴史文化博物館	展示品等保守点検委託
委託形態：指名競争入札		委託先：民間業者
平成17年度年間委託料(円)		10,920,000

.委託業務の内容の検討

(1) 委託業務の概要

当博物館の展示設備・機器全般の保守点検業務。具体的には以下のとおり

展示設備・機器全般...年2回の定期点検、年4回のランプ交換

- A 純友ロボット...年4回の定期点検
- B 民俗展示室1のタッチパネル...年1回の更新
- C 民俗展示室2のDVDシステム...年1回の更新

(2) 外部委託先決定方法について

平成14年度までは随意契約によっており、平成15年度以降は指名競争入札によって決定している。

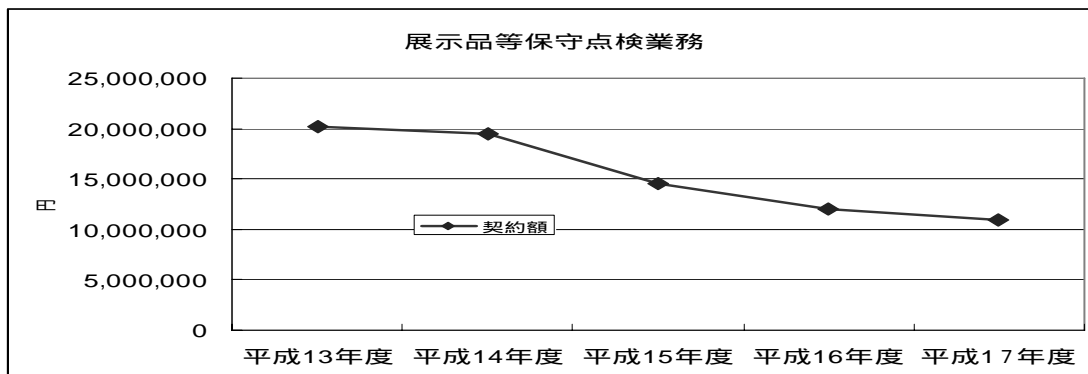
展示品の保守点検業務は特殊かつ専門的であるため、県内外問わず、全国規模で十分な実績を有し信頼の置ける業者を指名した。

(3) 委託金額の決定方法

過去5年間の委託実績は以下のようになっている。

年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
契約額	20,160,000	19,425,000	14,490,000	12,075,000	10,920,000
前年度差額		-735,000	-4,935,000	-2,415,000	-1,155,000
受託業者	A社	A社	A社	B社	A社

契約額の対予定価格比率は平成13年度、14年度は100%に近かったが平成15年度以降その率が低くなってきている。



予定価格は平成14年度の随意契約の金額を基準としている。また業者から保守点検業務の日当資料の提出を受け、積算の根拠としている。

(4) 委託業務の執行状況の管理・検証状況

業者の点検時には担当学芸員が立ち合っている。また委託業者から保守点検業務月次報告書及び定期点検結果報告書の提出を受け、決裁を受けている。

. 監査結果

(1) 指名競争に有札を選択することの理由の合理性について

過年度契約内容を見ると、平成14年度の1社随意契約から平成15年度からの入札制度導入によるコスト低減効果が著しいことは注目できる。これは入札制度導入によるコスト低減効果が明らかな事例と言える。一般競争入札とすべきである。(意見)

教育委員会	歴史文化博物館	収蔵庫燻蒸作業委託
委託形態：指名競争入札		委託先：民間業者
平成17年度年間委託料(円)		13,597,500

. 委託業務の内容の検討

(1) 委託業務の概要

当博物館収蔵庫の燻蒸作業(殺虫、駆除)

(2) 外部委託先決定方法について

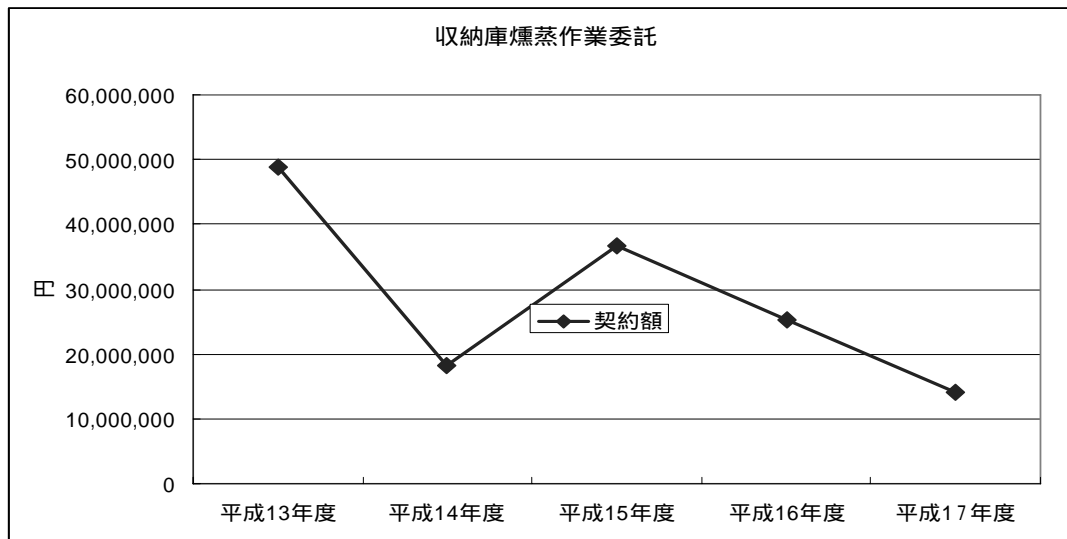
指名競争入札によって決定している。これは燻蒸作業が危険を伴う特殊な作業のため、施工可能な業者が限られており、県内及び近隣府県に支店・営業所がある者は3~4社と少数であるためである。平成17年度分入札の指名業者は4社であった。

(3) 委託金額の決定方法

過去5年間の委託実績は以下のようになっている。

年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
契約額	48,300,000	17,325,000	36,750,000	24,990,000	13,597,500
前年度差額		-30,975,000	19,425,000	-11,760,000	-11,392,500
受託業者	A社	B社	A社	B社	A社

契約額の対予定価格比率は高い。



予定価格は2社から見積書の提出を受け、博物館独自で積算している。予定価格と落札価格を比較すると、精度の高い積算をしていることが見受けられる。薬剤コストと日当単価があれば、かなり高い精度で計算できるとのことである。

(4) 委託業務の執行状況の管理・検証状況

業者の作業時には担当学芸員が立ち合っている。また施行業者が第三者機関（財団法人文化財虫害研究所）に燻蒸処理作業の効果判定を依頼し、博物館はその報告書を手入している。

. 監査結果

(1) 指名競争入札を選択することの理由の合理性について

この業務はその性格上、地方自治法 234 条第 2 項、地方自治法施行令 167 条第 1 号乃至第 3 号にいう「その性質又は目的が一般競争入札に適しない」、「その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である場合」、「一般競争入札に付することが不利と認められるとき」のいずれにも該当しないと思われる。

又指名競争入札の取引の不当制限リスクを鑑みると、指名競争入札でなく、一般競争入札とすべきである。（指摘）

教育委員会	歴史文化博物館	歴史展示室4の一部展示撤去業務委託
委託形態：指名競争入札		委託先：民間業者
平成17年度年間委託料(円)		1,365,000

. 委託業務の内容の検討

(1) 委託業務の概要

歴史展示室4「愛媛県の誕生と歩み」に昭和30年代の暮らしを展示する新たな展示空間を新設するにあたり、その展示空間を確保するため、昭和期の愛媛・灯火管制下の町屋・ふるさとわが愛媛の展示撤去をおこなう。

(2) 外部委託先決定方法について

指名競争入札によって決定している。当該業務は特殊であり専門的業務であるため、県内に営業拠点を持つ業者のうち、十分な実績を有し信頼の置ける業者を指名している。具体的には以下のとおりである。

- A 愛媛県内に営業拠点を有している。
- B 愛媛県の登録業者（愛媛県競争入札参加資格者）である。
- C 同等の博物館の展示設営の施行実績がある。

(3) 委託金額の決定方法

予定価格の算定は愛媛県立総合科学博物館の実績価格情報を入手し、面積で修正している。

(4) 委託業務の執行状況の管理・検証状況

撤去工事完了時には担当学芸員が検査している。

. 監査結果

(1) 指名競争入札を選択することの理由の合理性について

4社の応札により落札率は59.6%となっているが、この業務はその性格上、地方自治法234条第2項、地方自治法施行令167条第1号乃至第3号にいう「その性質又は目的が一般競争入札に適しない」、「その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要があると認められる程度に少数である場合」、「一般競争入札に付することが不利と認められるとき」のいずれにも該当しないと思われる。

又指名競争入札の取引の不当制限リスクを鑑みると、指名競争入札でなく、一般競争入札とすべきである。（指摘）

教育委員会	歴史文化博物館	「上黒岩岩陰遺跡とその時代」展示図録作成業務委託
委託形態：指名競争入札		委託先：民間業者
平成17年度年間委託料(円)		1,266,300

. 委託業務の内容の検討

(1) 委託業務の概要

平成17年度企画展「上黒岩岩陰遺跡とその時代」図録作成業務

図録とは企画展内容を紹介する冊子のことである。以下は実施要領からの抜粋である。

文字原稿は別途、博物館が提供する。

(2) 外部委託先決定方法について

指名競争入札によって決定している。当該業務は特殊であり専門的業務であるため、以下の要件で選定した。

- A 愛媛県内に営業拠点を有している。
- B 愛媛県の登録業者（愛媛県競争入札参加資格者）である。
- C 博物館・美術館等の図録の製作実績がある。

(3) 委託金額の決定方法

予定価格は図録のデザイン料，DTP費などごとに算出している。

予定経費積算資料

デザイン料	一式
DTP費	一式
用紙代	一式
製本、加工料他	一式
計	
消費税等	5%
<hr/>	
予定経費計	

(4) 委託業務の執行状況の管理・検証状況

納品時には担当学芸員が検査している。

. 監査結果

(1) 指名競争入札を選択することの理由の合理性について

4社の応札により落札率は67.0%となっているが、この業務はその性格上、地方自治法234条第2項、地方自治法施行令167条第1号乃至第3号にいう「その性質又は目的が一般競争入札に適しない」、「その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要があると認められる程度に少数である場合」、「一般競争入札に付することが不利と認められるとき」のいずれにも該当しないと思われる。

又指名競争入札の取引の不当制限リスクを鑑みると、指名競争入札でなく、一般競争入札とすべきである。（指摘）

(2) 予定価格算出について

予定価格算出の実際が不透明である。上述のように「費用一式 × × 円」のような漠然とした計算資料しかないが、業者から見積もりを取って、そのまま転記したような感じを受ける。少なくとも用紙代などは単価と数量から積算できるはずである。またその他

の項目についても、その数字の根拠を明示してもらいたい。その業務を外部に委託するのであるから「業者よりもその業務の内容を熟知し、現場を理解し、コスト計算をできるようにしておかなければならない。」是非とも、業務内容を勉強、理解していただきたい。
(意見)

教育委員会	歴史文化博物館	「愛媛の祭りと芸能」マルチビジョン映像施設の更新等
委託形態：指名競争入札		委託先：民間業者
平成 17 年度年間委託料(円)		3,990,000

・委託業務の内容の検討

(1) 委託業務の概要

民俗展示室 1 「愛媛の祭りと芸能」マルチビジョン映像設備の表示機器について、メーカーが製造を中止し、また機器の劣化が顕著であり予備数も少なくなっていることから、モニター方式からプロジェクター方式へと更新する。以下は実施要領からの抜粋である。

- A 既存表示モニターの撤去処分作業
- B 映像音響機器（プロジェクター・スクリーン）の製作・設置作業
- C 映像の投射・上映の調整作業

(2) 外部委託先決定方法について

指名競争入札によって決定している。当該機器は特殊な映像装置であり専門的業務であるため、県内外問わず、以下の要件で選定した。

- A 愛媛県の登録業者（愛媛県競争入札参加資格者）である。
- B これまでの履行実績が誠実である。
- C 博物館等の映像設備の整備実績がある。

(3) 委託金額の決定方法

予定価格は結果として落札した A 社から見積書を手入れし、それを基に積算して算出している。というより、これをそのまま予定価格としている。

(4) 委託業務の執行状況の管理・検証状況

業務完了時には担当学芸員が検査している。

・監査結果

4 社の応札の結果落札されたが、落札率は 100%となった。また奇しくも、予定価格算定基礎として見積もりを取った A 社が落札している。前述したことの繰り返しになるが、その業務を外部に委託するのであるから「業者よりもその業務の内容を熟知し、現場を理解し、

コスト計算をできるようにしておかなければならない。」是非とも、業務内容を勉強、理解していただきたい。(意見)

歴史文化博物館	総務課	空調設備保守業務委託
平成 17 年度年間委託料(円)		23,730,000
委託契約：指名競争入札		委託先：民間事業者

・委託業務の内容の検討

(1) 委託業務の概要

愛媛県は、愛媛県歴史文化博物館内に設置されている空調設備の保守点検業務を民間業者に外部委託している。

具体的な内容としては、冷温水発生機 2 基、ヒートポンプチラー 1 基、空調ポンプ 13 台、蓄熱水槽 2 基、空気調和機 25 基、空冷ヒートポンプエアコン 8 台、全熱交換機 3 台、ファンコイルユニット 5 台、冷却塔 2 基、空調用ファン 61 台、排煙ファン 6 台、自動制御装置 1 式他の年 2 回の点検および環境測定、水質検査となっている

(2) 外部委託先決定方法について

本庁(生涯学習課)により選定された業者による、指名競争入札により確定されている。

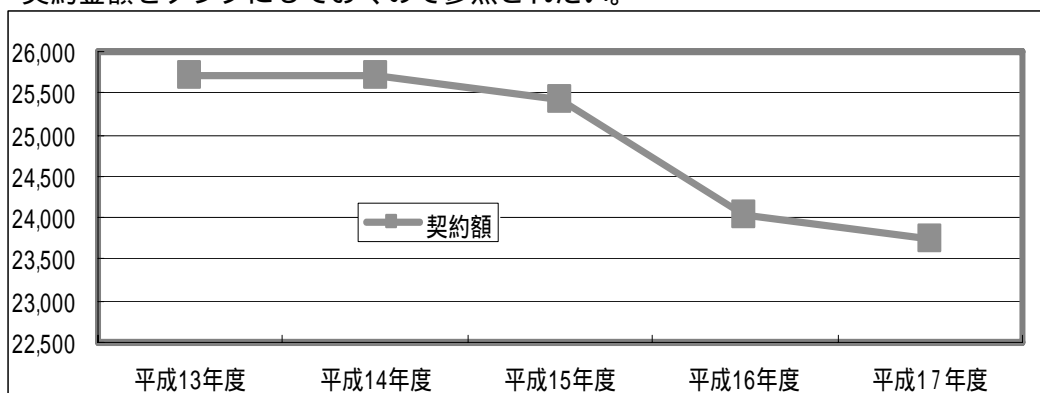
(3) 委託金額の決定方法

業者見積を参考に予定価格が決定されている。なお、事前公表はなされていない。

過去 5 年間の契約金額，受託業者はつぎのとおりである。

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
契約額	25,725	25,725	25,410	24,045	23,730
前年度差額	0	0	315	1,365	315
受託業者	X(株)	X(株)	X(株)	X(株)	X(株)

契約金額をグラフにしておくので参照されたい。



また、入札の執行状況を合わせて示すと以下のとおりである。

歴史文化博物館空調設備保守点検委託業務入札執行状況（税抜、千円）

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
X社	24,500	24,500	24,200	22,900	22,600
A社	24,750	25,300			
B社	24,900	25,000	25,000	24,300	
C社	25,000	25,100			
D社	25,000	25,000	24,700	23,300	23,000
E社	25,000	24,800	24,500	23,800	22,900
F社	25,100	24,600	25,000	25,000	22,900
G社	25,100	25,500	24,300	23,700	23,500
H社	25,300	24,900	24,700	23,500	23,200
I社	25,700	26,500	25,000	23,900	22,800
J社	25,800	24,700	24,600	23,100	23,100
K社	26,000	24,750	24,600	23,300	23,300
L社		25,200	24,700	24,400	23,000
M社			24,400	23,300	
N社			25,200	23,400	23,000
O社					23,000
P社					23,300
Q社					23,500
R社					23,500
落札業者と2位業者の差額	250	100	100	200	200

入札状況からは、落札業者以外の業者に落札の意思があまりないのではないかと推察される結果となっている。

(4) 委託業務の執行状況の管理・検証状況

委託業務の執行状況については、作業時の口頭報告および完了報告書の提出をもって委託業務の執行状況を管理・確認している。

・ 監査結果

- (3) 予定価格の算定について、専門性があるとして具体的な積算がなされていない。これは、県が積算の基準を明確に定めていないことに原因があると思われる。予定価格の設定は、適切な標準計算のもとに作成される必要がある。より妥当な価格の積算が実施可能となるように、県は早急に基準を設定すべきである。(意見)
- (4) 業者を指名により限定する必要性は乏しく、早急に一般競争入札に移行する必要がある。(指摘)

歴史文化博物館	総務課	警備業務委託
平成 17 年度年間委託料(円)		18,276,300
委託契約：平成 15 年度まで随意契約 平成 16 年度より指名競争入札		委託先：民間事業者

・委託業務の内容の検討

(1) 委託業務の概要

愛媛県は、愛媛県歴史文化博物館の警備業務を民間事業者に外部委託している。

具体的な内容としては、警備員と機械警備の併用により、中央管理室を軽微拠点として施設管理用監視盤の監視及び措置 異常発生時の措置 機械警備用監視盤の措置 バリカー及びドア等の開閉業務 空調機器等の操作 駐車場整理 定期巡視 その他協議事項となっている。

(2) 外部委託先決定方法について

開館時より平成 15 年度までは、機械警備装置納入業者である X(株)との随意契約となっていたが、平成 16 年度よりは指名競争入札により選定されている。指名業者の選定は、教育長が行なっている。

(3) 委託金額の決定方法

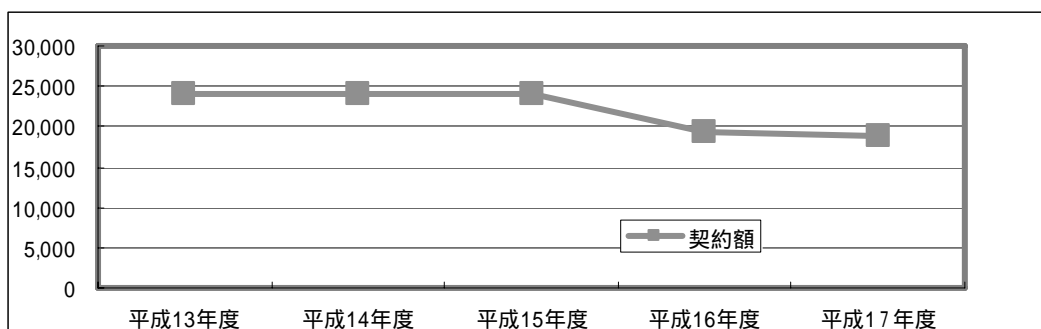
平成16年度までは、業者見積を参考に予定価格が決定されていた。平成17年度より全国実態調査に基づく「積算資料」等により算定している。なお、予定価格の事前公表はなされていない。

過去 5 年間の契約金額，受託業者はつぎのとおりである。

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
契約額	24,098	24,098	24,098	19,278	18,276
前年度差額	0	0	0	4,820	1,002
受託業者	X(株)	X(株)	X(株)	X(株)	X(株)

(千円)

契約金額をグラフにしておくので参照されたい。



グラフを見ると、明らかなように平成 16 年度からの入札制度による予算節減の効果が現

れている。 ちなみに入札状況は以下のとおりである。

歴史文化博物館警備業務入札状況

	平成16年	平成17年
X(株)	18,360	17,406
A(株)	19,200	21,960
(株)B	26,000	21,000
(株)C	31,000	31,000
D(株)	43,824	42,109

(4) 委託業務の執行状況の管理・検証状況

委託業務の執行状況については、業務日誌及び業務完了報告書の提出をもって委託業務の執行状況を管理・確認している。

・ 監査結果

- (1) 契約書に記載されている警備員名簿が作成されていなかった。定期的に確認する必要がある。(指摘)
- (2) 当初の人員配置を想定した警備員配置となっているが、その後、人員配置が変更となったため、想定していた場所に館の職員が配置されていないため、館への入出のチェックが一部不十分になっているように見受けられた。早急に対処すべきである。(指摘)
- (3) 愛媛県が、積算の明確な基準を作成していないため、担当者は予算算定の際に全国の実態調査に基づく「積算資料」を参考としている。県は、適切な予算算定の基準を明確にしなければならない。(意見)

歴史文化博物館	総務課	弱電設備保守業務委託
平成 17 年度年間委託料(円)		3,570,000
委託契約： 指名競争入札		委託先： 民間事業者

・ 委託業務の内容の検討

(1) 委託業務の概要

愛媛県は、歴史文化博物館内に設置されている視聴覚設備他の電気設備の点検業務を民間事業者へ外部委託している。

具体的な内容としては、視聴覚設備等、非常放送設備、身体障害者呼出表示装置、テレビ共聴設備、I T V 監視カメラ装置、インターホン設備、電気時計設備、多目的ホール照明設備、多目的ホール音響映像設備の年 2 回の保守点検および事故等緊急時の対策となっ

ている。

(2) 外部委託先決定方法について

指名競争入札による選定により確定されている。指名業者選定の基準は、愛媛県入札参加資格業者のうち県内大手で保守業務を行なえる業者3社となっている。

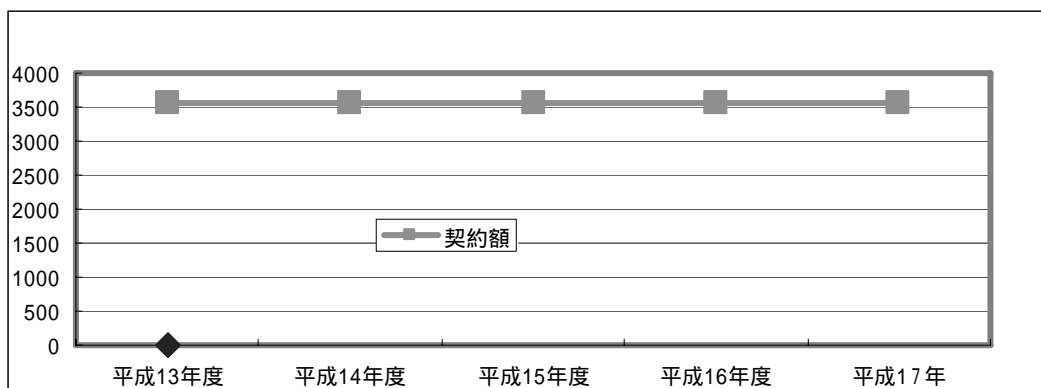
(3) 委託金額の決定方法

当初業者による見積により予定価格が算定され、その後は前年実績を参考として見直されていない。なお、予定価格の事前公表はなされていない。

過去5年間の契約金額、受託業者はつぎのとおりである。

	(千円)				
	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
契約額	3,570	3,570	3,570	3,570	3,570
前年度差額	0	0	0	0	0
受託業者	A社	A社	A社	A社	A社

契約金額をグラフにしておくので参照されたい。



5年間にわたり、落札業者・落札金額ともに同じである。具体的な入札状況の推移は、以下のとおりである。

	歴史文化博物館弱電設備保守点検委託業務入札執行状況(税抜、千円)				
	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
A社	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400
B社	3,560	3,570	3,550	3,520	3,700
C社	3,700	3,700	3,600	3,500	3,630
落札業者と2位業者の差額	160	170	150	100	230

(4) 委託業務の執行状況の管理・検証状況

委託業務の執行状況については、計画書及び報告書の提出及び点検時の立会いにより委託業務の執行状況を管理・確認している。

・監査結果

- (1) 予定価格の算定は、作業実態を反映して検証がなされていない。業者任せの単価設定はその妥当性を欠いている可能性があり、不適切である。県は、早急に適切な算定の基準を作成しなければならない。(指摘)
- (2) 指名競争とする理由に合理性は認められない。一般競争入札にするべきである。(指摘)

歴史文化博物館	総務課	消防設備保守業務委託
平成 17 年度年間委託料(円)		1,932,000
委託契約： 指名競争入札		委託先： 民間事業者

・委託業務の内容の検討

(1) 委託業務の概要

愛媛県は、歴史文化博物館の消防設備保守業務を民間事業者に外部委託している。

具体的な内容としては、自動火災報知設備、非常放送設備、消火器、消火栓設備（屋内・屋外）、誘導等、防火防排煙設備、自家発電設備、ガス漏れ警報設備、二酸化炭素消化設備、フード用簡易自動消火装置について、消防庁告示第 14 号の基準による年 1 回の機能点検及び年 1 回の総合点検のほか、事故、故障の緊急対策を措置することとなっている。

(2) 外部委託先決定方法について

委託先は、指名競争入札により選定されている。指名業者の選定に当たっては、県入札参加資格業者のうち消防点検の免許者（消防設備士免状）のいる業者である。

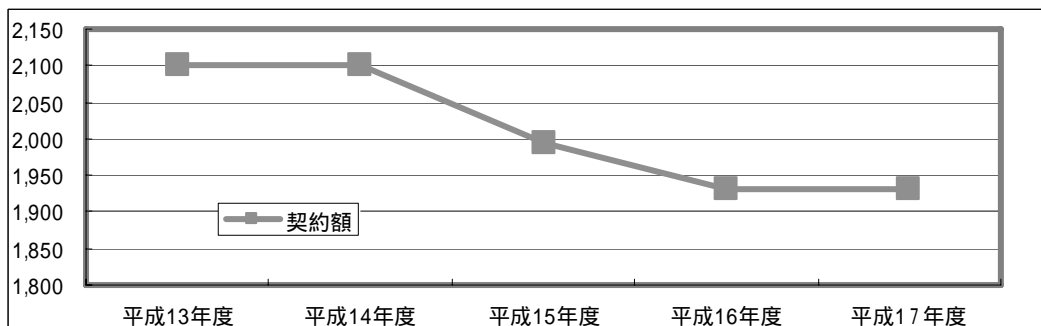
(3) 委託金額の決定方法

予定価格作成時発行の積算資料により算定している。なお、予定価格の事前公表はなされていない。

過去 5 年間の契約金額、受託業者はつぎのとおりである。

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
契約額	2,100	2,100	1,995	1,932	1,932
前年度差額	0	0	105	63	0
受託業者	S(株)	S(株)	S(株)	S(株)	S(株)

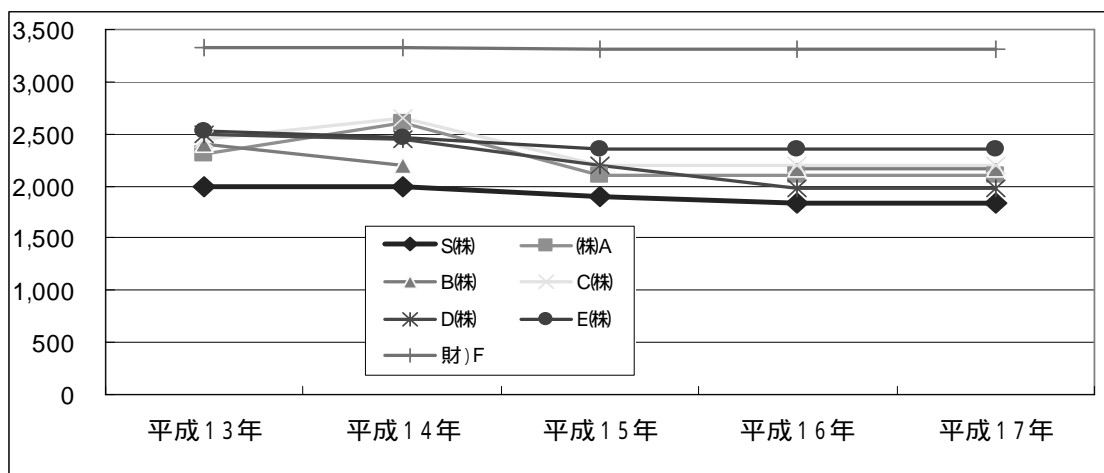
契約金額をグラフにしておくので参照されたい。



また、入札の執行状況は以下のとおりである。

歴史文化博物館消防設備保守点検委託業務入札執行状況

(単位:円)	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
S(株)	2,000,000	2,000,000	1,900,000	1,840,000	1,840,000
(株)A	2,300,000	2,600,000	2,100,000	2,100,000	2,100,000
B(株)	2,400,000	2,200,000	2,170,000	2,170,000	2,170,000
C(株)	2,450,000	2,650,000	2,200,000	2,200,000	2,200,000
D(株)	2,500,000	2,450,000	2,200,000	1,980,000	1,980,000
E(株)	2,530,000	2,470,000	2,350,000	2,350,000	2,350,000
F(株)	3,331,300	3,331,300	3,313,300	3,313,300	3,313,300
落札業者と2位業者の差額	300,000	200,000	200,000	140,000	140,000



落札業者は、5年間同一の業者であるが、金額は競争によるものと見られる低減が見受けられるため比較的妥当な推移のように感じられる。

(4) 委託業務の執行状況の管理・検証状況

委託業務の執行状況については、点検時の立会いおよび点検結果報告書の提出をもって委託業務の執行状況を管理・確認している。

・ 監査結果

- (1) 契約書にその作成を記載されている事業計画書について実際の提出保存がなされていなかった。(指摘)

歴史文化博物館	総務課	照明盤保守業務委託
平成 17 年度年間委託料(円)		1,690,500
委託契約： 随意契約		委託先： 民間事業者

・ 委託業務の内容の検討

(1) 委託業務の概要

愛媛県は、愛媛県歴史文化博物館の照明盤等設備の保守点検業務を民間事業者へ外部委託している。

具体的な内容としては、館内照明の集中管理盤の定期保守点検（年 1 回実施）および全館停電作業時（年 1 回）の対応および緊急時の対応となっている

(2) 外部委託先決定方法について

開館時より、設置機器のメーカーの地域特約店であり機器の設置を行なった業者との随意契約となっている。

(3) 委託金額の決定方法

業者見積による。

(4) 委託業務の執行状況の管理・検証状況

委託業務の執行状況については、点検時の立会いおよび点検報告書により委託業務の執行状況を管理・確認している。

・ 監査結果

- (1) 定期点検は、照明盤の保守、プログラム内容の検討等が中心であるが、年 1 回行なわれるが 1 人で 1 日の作業であり、業者は、技術料と主張しているようであるが業務内容に比し契約額が高額であると思われる。 県外も含め他の業者および直接メーカーに見積を取るなどして、適切な単価による契約が行なわれるように努力すべきである。(意見)

歴史文化博物館	総務課	浄化槽保守管理業務委託
平成17年度年間委託料(円)		4,620,000
委託契約：指名競争入札		委託先：民間事業者

・委託業務の内容の検討

(1) 委託業務の概要

愛媛県は、愛媛県歴史文化博物館内の浄化槽の保守管理業務を民間事業者へ外部委託している。

具体的な内容としては、浄化槽設備（規模250立米/日）の週1回以上の保守点検及び月1回以上の水質検査および1.5月に1回以上の余剰汚泥処理となっている

(2) 外部委託先決定方法について

指名競争入札の方法によって選定されている。指名業者は、愛媛県入札参加資格業者のうち、浄化槽の点検業務を行っており、西予市を営業エリアとし技術管理者が1名以上いる業者である。

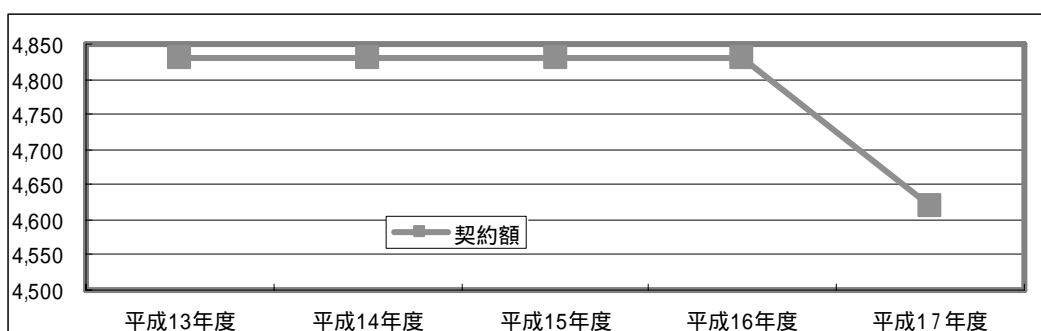
(3) 委託金額の決定方法

予定価格作成時発行の建設物価積算資料により算定している。なお、予定価格の事前公表はなされていない。

過去5年間の契約金額、受託業者はつぎのとおりである。

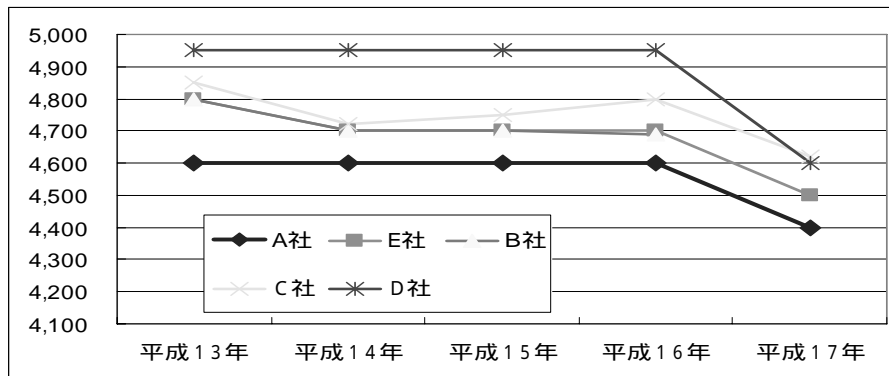
	(千円)				
	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
契約額	4,830	4,830	4,830	4,830	4,620
前年度差額	0	0	0	0	210
受託業者	A社	A社	A社	A社	A社

契約金額をグラフにしておくので参照されたい。



歴史文化博物館浄化槽設備保守点検委託業務入札執行状況(税抜、千円)

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
A社	4,600	4,600	4,600	4,600	4,400
E社	4,800	4,700	4,700	4,700	4,500
B社	4,800	4,700	4,700	4,690	4,500
C社	4,850	4,720	4,750	4,800	4,620
D社	4,950	4,950	4,950	4,950	4,600
落札業者と2位業者の	200	100	100	100	100



落札業者は5年間同一であり、金額についても平成17年度に若干低下したもののほぼ同一水準で推移している。2位業者との入札額も非常に緊密なまま順位の逆転もなく推移しており、適切な競争機能が発揮されているとはいいいがたい推移である。

(4) 委託業務の執行状況の管理・検証状況

委託業務の執行状況については、月次業務完了報告の提出をもって委託業務の執行状況を管理・確認している。

・ 監査結果

- (1) 適切な競争機能を働かせるべく一般競争入札に付すことが望ましい。(指摘)

歴史文化博物館	総務課	清掃業務委託
平成 17 年度年間委託料(円)		10,290,000
委託契約：指名競争入札		委託先：民間事業者

・委託業務の内容の検討

(1) 委託業務の概要

愛媛県は、歴史文化博物館の清掃業務を民間事業者に外部委託している。

具体的な内容としては、施設内の通常の清掃、年 1 回のカーペットクリーニング (7,129.52 m²)、年 3 回の飲料水水質検査、年 2 回のワックスがけとなっている。

(2) 外部委託先決定方法について

委託先の選定は、指名競争入札の方法による。指名業者の選定は、教育長が行なっている。池の清掃について平成 15 年 6 月より分離している。また、平成 15 年度は入札参加業者からの別の入札参加業者の参加資格に対する異議の申し立てがあり、一時入札が延期されたため期間を区切って入札している。

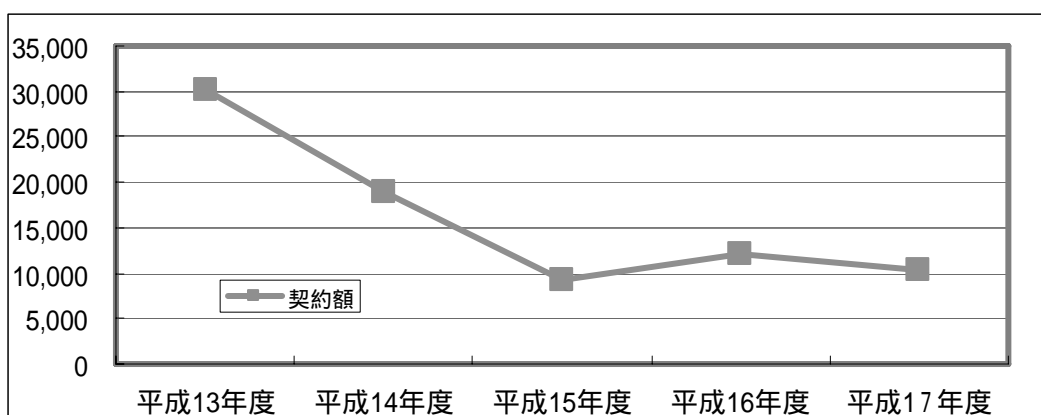
(3) 委託金額の決定方法

予定価格作成時発行の積算資料により人数・面積に基づく積上げ方式により算定している。なお、予定価格の事前公表はなされていない。

過去 5 年間の契約金額、受託業者はつぎのとおりである。

	(千円)				
	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
契約額	30,240	18,887	9,345	12,159	10,290
前年度差額	0	11,353	9,542	2,814	1,869
受託業者	P社	Q社	P社	Q社	Q社

契約金額をグラフにしておくので参照されたい。



過去 5 年間の入札の執行状況を検討したが 競争原理が非常に強いことが如実に現れた結果となっている。金額面では、費用削減の効果が得られているが、逆に業務の遂行状況の検証が重要と思われる。ただ、来場者数が減少しており、外回りの清掃や内部トイレの使用人数の減少に伴う清掃頻度の削減がなされており、実態に見合った作業量の低下を考慮すれば妥当な推移と考えられる。

(4) 委託業務の執行状況の管理・検証状況

委託業務の執行状況については、日時の点検と月次報告の提出によって委託業務の執行状況を管理・確認している。

・監査結果

(1) 競争原理が働いていると推定はされるが、指名競争入札は、全般事項でも述べているように、何時、不当な取引制限になるかもしれぬというリスクが高いと思われる。

この業務について特に指名競争入札とする理由は見当たらないと思われる。

一般競争入札によるべきである。(指摘)

教育委員会	歴史文化博物館	体験資料作成委託
委託形態：指名競争入札		委託先：民間業者
平成 17 年度年間委託料(円)		1,449,000

・委託業務の内容の検討

(1) 委託業務の概要

考古学の体験資料の製作業務の委託、具体的には来館者が土器の製作の再現の体験をできるように土器の形状とそっくりの形のパズルの製作業務である。

(2) 外部委託先決定方法について

指名競争入札によって決定している。当該業務は特殊であり専門的業務であるため、以下の要件で選定した。

A 愛媛県の登録業者（愛媛県競争入札参加資格者）である。

B 博物館・美術館等の同等物の製作実績がある。

(3) 委託金額の決定方法

この業務はソフト作成であり、ソフト作成の場合の実績や価格を他の博物館に問い合わせたとのことである。

(4) 委託業務の執行状況の管理・検証状況

納品時には担当学芸員が検査している。

. 監査結果

(1) 予定価格算出について

予定価格算出の実際が不透明である。少なくとも、当館として業務を委託するわけであるから、業者任せでなく発注する側としてのコスト計算資料は残しておくべきである。(意見)

教育委員会	歴史文化博物館	映像システム作成
委託形態：指名競争入札		委託先：民間業者
平成 17 年度年間委託料(円)		1,984,500

. 委託業務の内容の検討

(1) 委託業務の概要

映像システムを子供にわかりやすいものに変えるための業務委託。具体的には、民俗クイズの作成、パネルタッチ式クイズ回答システム等々である。

(2) 外部委託先決定方法について

指名競争入札によって決定している。当該業務は特殊であり専門的業務であるため、以下の要件で選定した。

- A 愛媛県の登録業者（愛媛県競争入札参加資格者）である。
- B 博物館・美術館等の映像設備の整備実績がある。

(3) 委託金額の決定方法

2社から見積書をとった上で予定価格を算出している。

映像システム作成	
予定価格(税込み)	2,089,500
A社	1,984,500

入札参加者の応札状況

B社	3,517,500
C社	3,727,500
D社	4,095,000
落札業者と2位業者の差額	1,533,000
落札率(%)	95.0%

(4) 委託業務の執行状況の管理・検証状況

納品時には担当学芸員が検査している。

. 監査結果

(1) 委託業務の検証について

検収は担当学芸員によってなされているが、学芸員の検証結果がわかる資料が不十分であるとともに、このようなソフトの納品については、特定の1人の学芸員に判断させるのではなく、上位者もレビューにはいるべきである。又その上位者レビュー結果がわかるようにしておく必要がある。(意見)

(2) 予定価格算出について

予定価格算出の実際が不透明である。少なくとも、当館として業務を委託するわけであるから、業者任せでなく発注する側としてのコスト計算資料は残しておくべきである。(意見)

(3) 指名業者選択の不透明さについて

業務の性質上、指名競争入札をするにしても指名業者選択について透明性が必要である。(意見)

教育委員会	歴史文化博物館	借用資料等運送委託
委託形態: 1社随意契約		委託先: 民間業者
平成17年度年間委託料(円)		4,998,020

. 委託業務の内容の検討

(1) 委託業務の概要

当館が外部から展示用等に借用した資料の搬入、展示、開梱、展示後の搬出業務の委託。

(2) 外部委託先決定方法について

A社がこの業務に優れているとのことでA社に随意契約した。

(3) 委託金額の決定方法

A社の見積額をそのまま予定価格としている。

(4) 委託業務の執行状況の管理・検証状況

展示資料の搬入、展示、開梱、展示後の搬出時には学芸員が立ち会っている。

. 監査結果

(1) 予定価格算出について

予定価格算出の実際が不透明である。少なくとも、当館として業務を委託するわけであるから、業者任せでなく発注する側としてのコスト計算資料は残しておくべきである。(意見)

警察本部

警察本部	警務部会計課	自動車保管場所証明事務委託
平成 17 年度年間委託料(円)		92,997,450
委託契約： 随意契約		委託先： 外郭団体

．委託業務の内容の検討

(1) 委託業務の概要

愛媛県は、「自動車の保管場所の確保等に関する法律」により自動車保有者が届出した保管場所の現地確認調査業務を社団法人愛媛県交通安全協会に外部委託している。平成 17 年度の証明申請受理件数は 89,119 件であった。安全協会は、各警察署別に 27 名の現地調査員を雇用して、この業務に従事させている。

(2) 外部委託先決定方法について

概要

業務内容を考慮し、県内に一元的な業務履行能力を有すると見込まれ、自動車安全運転センターとして指定されている社団法人愛媛県交通安全協会を委託業者に選定している。

随意契約の妥当性について

愛媛県は本件業務委託について、随意契約の方式により業務を委託している。地方自治法 234 条第 1 項は請負契約等の締結について、一般競争入札、指名競争入札、随意契約等の方法によることを規定している。だが、同 2 項によると、一般競争入札によらない場合、すなわち随意契約等による場合は、「政令で定める場合に該当するときに限り」、認めるものとしている。この趣旨は、一般競争入札こそが本来採用されるべき原則的な契約方法であって、随意契約による手法は、特段の事情がある場合に例外的に認められるものである、との趣旨であると考えられる。さらに地方自治法施行令 167 条の 2 は、「地方自治法 第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする」というように、限定的な表現となっている。

即ち、随意契約によることが許容される場合は、限定して規定されており、県が随意契約としている理由としては地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号にいう

「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの」としている。この 2 号は、不動産の買入れ又は借入れ、物品の製造、修理、加工、物品の売払い等、行政庁がその業務の特殊な性質上、やむを得ず随意契約を選定せざるを得ない場合を限定的に例示列挙したものと解するべきである。「その他の契約」も広く種々の事業を含みうると解するのは妥当ではなく、上記例示に類するものに限定されるのである。

さて本件における現地調査は、今日、特殊な業務ではなく、一定の法令知識を必要とするものの、専門性を必要とする業務ではない。調査対象の地理に精通した土地勘ある一般人であれば、容易に担うことができる業務である。個人情報保護の課題はあるが、これは現在の委託業者が現地調査員を利用する場合と異なるものではない。

したがって、本件委託業務はただちに「競争入札に適しない意味でのその他の契約」に該当するものでもなく、委託業務の「性質又は目的」が競争入札に適さない、ということもできない。そうすると、本件業務委託は、随意契約の方式を採用することが認められる特段の事情が存在しないにもかかわらず、漫然と前年度踏襲によって随意契約の方式を選択してきたものと解さざるを得ない。

社会の動向と愛媛県の現状

ところで、本件委託業務をめぐる社会の動向と愛媛県の現状を比較しておきたい。

なによりも注目すべきは、平成16年12月24日の「規制改革・民間開放推進会議」による「規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申」である。重要な指摘であるので、該当部分を全文引用し紹介する(傍点 筆者)。

「自動車保管場所証明事務の委託先の拡大の推進については、平成15年に各都道府県警察に対して周知されているが、委託先は1都道府県当たりについて複数にわたらないことが望ましいとされていたところであり、このことにより特定の法人以外のものが参入している例は極めて限られている。

したがって、自動車保管場所証明事務の委託先の拡大を図るため、以下のことを明記した文書により各都道府県警察を指導するとともに、そのことを広く一般にも周知すべきである。

- ・ 特定の法人以外の法人が委託を受けている例が極めて少ない状況にかんがみ、当該委託先については、一般競争入札を行うことが望ましいこと。
 - ・ 上記による委託先の数については、求められる要件等が満たされているのであれば、各都道府県警察の実情に応じて、競争が最も有効に機能するように定めるべきこと。」
- 以上のとおりである。

これを受けて、警察庁交通局交通規制課長、同交通企画課長から、各都道府県警察本部長宛に「自動車保管場所証明事務の民間委託の見直しについて」という文書(警察庁丁規発第3号、警察庁丁交企発第23号文書)が、平成17年1月27日に発せられている(警察庁)。当該文書においても、「自動車保管場所証明事務の委託契約の方法については、一般競争入札(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条)を行うこと」が指示されているところである。これを受けて、例えば秋田県警察本部(他5県)では一般競争入札がおこなわれている。このことは、本件委託業務について、もはや随意契約によるべき特段の事情あるいは「性質」が存在しないことを意味するものである。

したがって、愛媛県が主張する理由により随意契約の方式により、社団法人愛媛県交通

安全協会に対し業務委託することについて、随意契約の方式を選択しうる法的根拠はなく、社会的動向とも対立する事態が惹起されているものと思慮するのである。愛媛県は本件随意契約を継続するのではなく、早急に一般競争入札制度への移行を検討すべきである。

(3) 委託金額の決定方法

概要

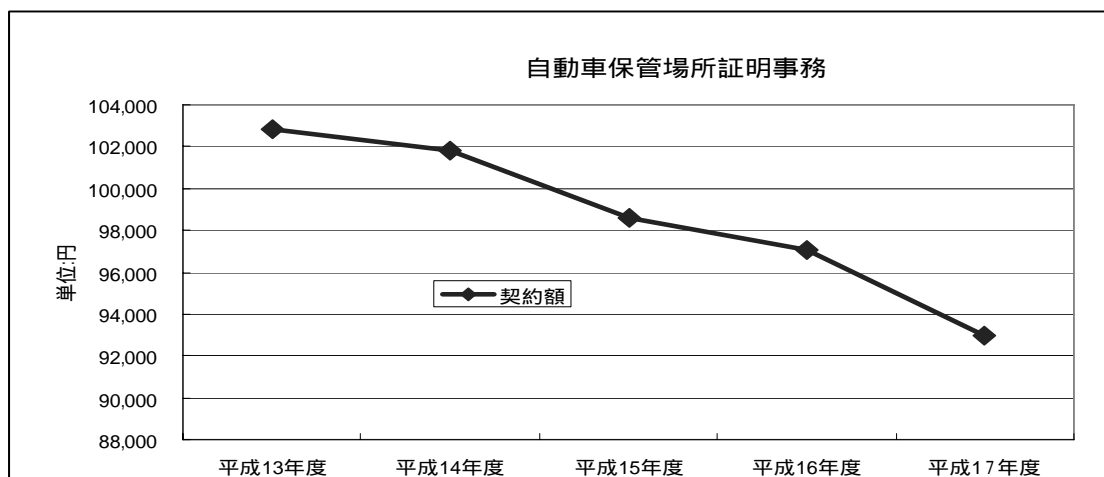
手数料収入、経費、事務のうち委託割合を勘案の上、受託者と協議の上決定している。契約単価は、平成17年度までは、平成3年7月の法改正の際に積算された人件費と物件費による経費に委託率を乗じて算出された@1,050円であったが、平成18年度については県職員人件費の引き下げ（5%）に追随して@997.5円に引き下げられた。ちなみに、他府県の単価は700円から1500円程度である。

過去5年間の契約金額、受託業者はつぎのとおりである。 (単位:千円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
契約額	102,798	101,774	98,586	97,036	92,997
前年度差額	0	1,024	3,189	1,550	4,038
受託業者	(社)愛媛県交通安全協会	(社)愛媛県交通安全協会	(社)愛媛県交通安全協会	(社)愛媛県交通安全協会	(社)愛媛県交通安全協会

契約額の対予定価格比率は過去5年間で上昇してきているが、90%程度である。

契約金額をグラフにしておくので参照されたい。



委託費の決定過程について

歳入単価に対する委託単価比率は0.5である。この数値だけをみれば、愛媛県に損失はないのであるから、委託料について問題とすべき事情はないように見える。そこで、委託料について整理しておきたい。証明申請受理件数は89,119件、現地調査員27名というのであるから、1名あたり担当は平均3,300台になる。年間稼働日数が245日として計算すれば、現地調査員は1日あたり平均13.5台の保管場所現地確認調査業務をおこなっていることになる。また、委託料は92,997千円であるから、これを27名で除すと、1現地調査員あたりに

つき、344万円の人件費相当額を委託料として支払っている計算になる。

ところで、地方自治法第2条第14項は、「最少経費で最大効果」をあげることがを要求する。これはしてもしなくてもよい「目標」あるいは「責務」などではなく、行政庁が当然遵守すべき義務である。警察に関する分野においても例外ではない。そうすると、より効率的な調査業務の実施展開が可能であるにもかかわらず、それをなしていないのであれば、当該義務に違背する事態が惹起されていることになる。また、行政庁は常に、現在の事務処理のあり方が、「最少経費で最大効果」をあげるものであることを調査分析し確認する義務がある。そうでなければ、当該義務に反する事態が惹起されていることさえ、把握することができないからである。この場合、歳入単価に対する委託単価比率が1以下であること、すなわち、歳入に対し委託費が下回っていればよい、ということはないのである。

これを本件業務委託についてみると、平成3年の法改正に「委託費の0.5」とされており、それ以降は年度ごとの再検討がなされないまま、継続して適用されている。また、総額でみれば、委託費は毎年減少傾向にあるが、このことは現在の委託費が「妥当」であることを推認する事実にはならない。平成18年度に5%の引き下げをしているが、その前提となる水準の妥当性が不明確なのであるから、引き下げ後の数値もまた不明確さを継承していることに違いはない。

(4) 委託業務の執行状況の管理・検証状況

委託業務の執行状況については、交通課担当者が現地調査を依頼する際の指示や完了時の報告書提出および口頭での説明等により管理されている。また、報告書の内容に疑義のある場合には、調査員から事情を聞くとともに、再調査を指示したり、警察職員が現地確認を実施するなどして委託業務の執行状況を確認している。

・ 監査結果

(1) 委託費の妥当性の検証と義務違背

愛媛県は、現在の調査業務が効率的におこなわれていることを分析し把握する義務があるにもかかわらず、調査業務の効率性に関する検証が不十分であり、当該義務に違背する事態が惹起されているものといわざるをえない。これは地方自治法第2条第14項に違反する。愛媛県は早急に、調査業務の活動記録を基に、不要不急の時間が費やされていないか、調査業務は計画的に効率的に実施されているか等について、現状を分析し、委託金額の妥当性を検証する必要がある。(指摘)

(2) 随意契約方式継続の違法性について

本件委託業務はただちに「その他の契約」に該当するものでもなく、委託業務の「性質又は目的」が競争入札に適さない、ということもできない。そうすると、本件業務委託は、随意契約の方式を採用することが認められる特段の事情が存在しないにもかかわらず、前

例踏襲によって随意契約の方式を選択してきたものと解さざるを得ない。愛媛県が、本件業務委託について随意契約方式を選択し続けることは、地方自治法第 234 条に違反する行為であるという結論に落ち着く。一般競争入札の方式によることを検討すべきである。(指摘)

(3) 社会動向と愛媛県の現状について

本件業務委託について、規制改革・民間開放推進会議による答申や内部通達は、一般競争入札によるべきことを示唆している。すなわち、随意契約の方式を採用すべき特段の事情や性質がないことが明示されている。だが、愛媛県は漫然、随意契約の方式を採用している。これは地方自治法第 234 条に違反する事態であるとともに、社会動向に背をむけるものである。早急に一般競争入札の方式に移行すべきである。(意見)

警察本部	警務部会計課	道路使用許可調査業務委託
平成 17 年度年間委託料(円)		19,216,470
委託契約：随意契約		委託先：外郭団体

・委託業務の内容の検討

(1) 委託業務の概要

愛媛県は、道路使用の適正化に努め、交通の安全と円滑を確保するため、道路使用許可の判断要素の調査及び許可後における条件遵守、終了後における原状回復の履行確認の各業務を社団法人愛媛県交通安全協会に外部委託している。

(2) 外部委託先決定方法について

現状について

道路交通法第 108 条の 31 を根拠に、社団法人愛媛県交通安全協会との随意契約が結ばれている。

道路交通法第 108 条の 31 と随意契約との相関関係について

道路交通法 108 条の 31 第 1 項は、「公安委員会は、道路における交通の安全と円滑に寄与することを目的として設立された...法人であって、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、都道府県に一を限って、都道府県交通安全活動推進センター（以下「都道府県センター」という。）として指定することができる」、としている。また、第 2 項第 7 号は、「警察署長の委託を受けて 第 56 条、第 57 条第 3 項及び 第 77 条第 1 項の規定による許可に関し、道路又は交通の状況について調査すること」と規定する。

そうすると、社団法人愛媛県交通安全協会を「都道府県センター」として指定した場合、

道路交通法 108 条の 31 第 2 項に規定される事業は、社団法人愛媛県交通安全協会にのみ委託することができ、他の事業者を委託事業者に選定することはできない。だが、どの事業者を「都道府県センター」として指定するかは、各都道府県の任意の選択ないし裁量に委ねられている。すなわち、特定の事業について一般競争入札によって事業者を選定することは道路交通法上、認められないとしても、どの事業者を「都道府県センター」として指定するかという段階において、本来、競争市場が存在すべきと解するべきである。

したがって、どの事業者を「都道府県センター」として指定するのか、その選択の過程において、市場が開かれており、かつ、公平性の基準に準拠して選定がおこなわれる必要がある。とりわけ、地方自治法が一般競争入札を原則的な形態として要請している以上、道路交通法 108 条の 31 をめぐっても、可能な限り、地方自治法の法意を考慮して解釈すべきだからである。

これを本件業務委託についてみると、道路交通法 108 条の 31 の「できる規定」に基づき、社団法人愛媛県交通安全協会に外部委託することは許されても、愛媛県交通安全協会が都道府県センターとして指定される過程が明らかではない。本件の場合、道路使用許可という極めて権力的性格の強い業務を委託するという性質を十分考慮すべきであるが、このことは、無条件に社団法人愛媛県交通安全協会の指定と同法人への外部委託を正当化する事情にはならないのである。この点については後述する。

道路使用許可調査業務と自動車保管場所証明事務との関係について

本件道路使用許可調査業務は、要するに使用前・使用中・使用後における実態調査・確認業務である。既述の自動車保管場所証明事務もまた、保管場所の有無をめぐる実態調査・確認業務である。いずれにせよ、委託業務の本質は実態調査・確認業務であって、同一の性質を有するものである。

そうすると、このような調査・確認業務について、「委託先は 1 都道府県当たりについて複数にわたらないことが望ましいとされていたところであり、このことにより特定の法人以外のものが参入している例は極めて限られている」のが現状であるとしても、規制改革・民間開放推進会議による第 1 次答申の趣旨に従えば、当然のことながら、一般競争入札を推進すべきである。換言すれば、今日、もはや本件委託業務について、随意契約の方式によるべき特段の事情ないし性質を見出すことはできないのである。

社会動向と権力的業務について

従前、「公権力の行使」にあたる事務は、公的主体がおこなうべきものと考えられ、これを民間委託できるか否かが議論されてきた。ここで注目すべきは、駐車違反对応業務である。御承知のように平成 16 年の道路交通法改正では、放置車両の確認と標章の取付けは事実行為にとどまり、公権力の行使にはあたらないとして、公安委員会の登録を受けた法人に委託できることにされた(道路交通法第 51 条の 8)。また、地方自治法が改正され、公の

施設の管理について、民間事業者である指定管理者が、使用許可などの一定の権力的業務をおこなえるものとされた(地方自治法第244条の2)。

これを本件委託業務についてみると、本件業務委託の主たる内容は、前述のように確認業務であって、駐車違反对応業務と同様である。そうすると、本件委託業務は、公権力の行使という権力的業務の性格を帯びるものではなく、事実行為とみることができる。駐車違反对応業務の主たる内容は確認業務だからである。

(3) 委託金額の決定方法

概要

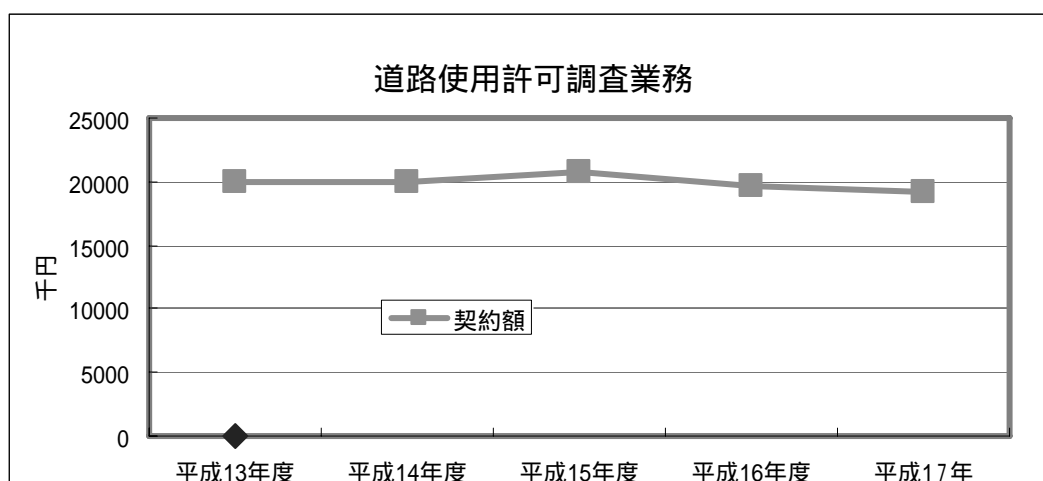
契約単価は平成17年度までは、昭和63年4月の道路交通法改正の際に事業に要する必要経費を積算し委託率を乗じて算出された@1,300円であったが、平成18年度については県職員人件費の引き下げ(5%)に追随して@1,297円に引き下げられた。

過去5年間の契約金額、受託業者はつぎのとおりである。

(千円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
契約額	19,906	20,016	20,801	19,600	19,216
前年度差額	0	111	785	1,201	384
受託業者	社団法人愛媛県交通安全協会	社団法人愛媛県交通安全協会	社団法人愛媛県交通安全協会	社団法人愛媛県交通安全協会	社団法人愛媛県交通安全協会

契約額の対予定価格比率は過去5年間でこぼこがあるが100%となっている年もあり、相対的に高い。契約金額をグラフにしておくので参照されたい。



委託費の決定過程について

歳入単価に対する委託単価比率は0.65である。この数値だけをみれば、愛媛県に損失は

ないのであるから、委託料について問題とすべき事情はないように見える。そこで、委託料について整理しておきたい。

愛媛県が外部委託しているのは、「道路使用許可の判断要素の調査」、「許可後の条件遵守」および「終了後における原状回復の履行確認」の3つである。「判断要素の調査」については、その調査の態様や度合い、精密度等その程度によって、必要となるコストは大きく異なる。また、「条件遵守」についても同様である。すなわち、目的に対して必要最低限の調査の程度を明らかにし、調査の程度を適切に設定することによって、より効率的な調査業務の実施が可能になる、と考えられる。

ところで、地方自治法第2条第14項は、「最少経費で最大効果」をあげてことを要求する。これはしてもしなくてもよい「目標」あるいは「責務」などではなく、行政庁が当然遵守すべき義務である。警察に関する分野においても例外ではない。そうすると、より効率的な調査業務の実施展開が可能であるにもかかわらず、それをなしていないのであれば、当該義務に違背する事態が惹起されていることになる。また、行政庁は常に、現在の事務処理のあり方が、「最少経費で最大効果」をあげるものであることを調査分析し確認する義務がある。そうでなければ、当該義務に反する事態が惹起されていることさえ、把握することができないからである。この場合、歳入単価に対する委託単価比率が1以下であること、すなわち、歳入に対し委託費が下回っていればよい、ということはないのである。

これを本件業務委託についてみると、昭和63年4月の道路交通法改正の際に事業に要する必要経費を積算し「委託費の0.65」とされており、それ以降は実態に見合った再検討は十分なされていない。また、総額で見れば、委託費は毎年同額傾向にあるが、このことは現在の委託費が「妥当」であることを推認する事実にはならない。平成18年度に5%の引き下げをしているというが、その前提となる水準の妥当性が不明確なのであるから、引き下げ後の数値もまた不明確さを継承していることに違いはない。

(4) 委託業務の執行状況の管理・検証状況

委託業務の執行状況については、警察官の街頭活動、一般人からの通報により道路使用状況に問題がある場合や報告内容に疑義のある場合は、報告書を確認したり調査員から事情を聞くなど業務状況の検証を実施している。また、業務実施状況は調査員の調査結果等を詳細に点検するなどしている。

・ 監査結果

(1) 委託費の妥当性の検証と義務違背

愛媛県は、現在の調査業務が効率的におこなわれていることを分析し把握する義務があるにもかかわらず、調査業務の効率性に関する検証を十分におこなっておらず、当該義務に違背する事態が惹起されているものといわざるをえない。これは地方自治法第2条第14項に違反する。愛媛県は早急に、調査業務の活動記録を基に、不要不急の時間が費やされ

ていないか、調査業務は計画的に効率的に実施されているか等について、現状を分析し、委託金額の妥当性を検証する必要がある。(指摘)

(2) 随意契約によりうる特段の事情について

本件委託業務について、道路交通法第108条の31を根拠に随意契約の方式により、社団法人愛媛県交通安全協会に対し業務委託すべき特段の事情ないし性質を見出すことはできない。

また仮に、本件委託業務について、道路使用許可という「公権力の行使」の側面を重視するとしても、地方自治法の法意に従えば、今日、指定管理者制度を通じて民間事業者に業務委託できる内容のものである。道路も公の施設もともに公共の施設であることに違いはないからである。

以上より、本件委託業務について、随意契約の方式により、社団法人愛媛県交通安全協会に対し業務委託すべき特段の事情ないし性質を見出すことはできないのである。愛媛県は早急に、一般競争入札の方式によるべきことを検討すべきである。(指摘)

(3) 都道府県センターの指定について

愛媛県は、今後、社団法人愛媛県交通安全協会を都道府県センターとして指定するのであるならば、その過程と正当性を明らかにすべきであろう。(意見)

警察本部	警務部会計課	パーキングチケット発給手数料収納及び管理業務委託
平成 17 年度年間委託料(円)		16,600,000
委託契約：随意契約		委託先：外郭団体

・委託業務の内容の検討

(1) 委託業務の概要

愛媛県は、松山市および今治市に設置されているパーキングチケット発給施設等の維持管理および料金収納業務を社団法人愛媛県交通安全協会に外部委託している。

パーキングチケット発給設備は、松山市内に6基(平成18年度は5基)および今治市内に16基が設置されている。受託者は、松山・今治にそれぞれ2名ずつの管理員を配置し、発給設備のロール紙交換等の維持管理を行うとともに、料金の回収と収納の作業を行っている。また、駐車車両の監視または注意・指導、警告書の貼付、違反車両の通報等により適切な利用がなされるよう巡回を行っている。

(2) 外部委託先決定方法について

概要

道路交通法第49条第4項の規定に基づいて社団法人愛媛県交通安全協会との随意契約が

結ばれている。

随意契約の妥当性と道路交通法第 49 条第 4 項について

愛媛県は本件業務委託について、随意契約の方式により業務を委託している。そこで、本件業務委託について、随意契約の方式によることが適法であるのか否かについて検討しておきたい。

地方自治法は一般競争入札を原則とし、特段の事情ないし性質のある場合に限って、限定的に随意契約の方式によることを認めている。これを本件業務に委託してみると、パーキングチケット発給手数料収納及び管理業務は、特に専門性を必要とする特殊な業務ではない。

したがって、本件委託業務はただちに、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 2 号に規定される「その他の契約」に該当するものでもなく、委託業務の「性質又は目的」が競争入札に適さない、ということもできない。ところで、愛媛県は、道路交通法第 49 条第 4 項を根拠に随意契約の方式によることが正当化されると主張する。この規定はつぎのようなものである。

「公安委員会は、第 1 項のパーキング・メーター及び第 2 項のパーキング・チケット発給設備の管理に関する事務並びに前項に規定する措置に関する事務の全部又は一部を内閣府令で定める者に委託することができる。」

当該規定は、委託することが「できる」ことを明示したのみであって、委託の方法はなんら規定されていない。いうまでもなく、随意契約の方式によって、社団法人愛媛県交通安全協会に対し業務委託することを規定したものではない。委託の方法をめぐっては、当然のことながら、地方自治法の法意にしたがって解釈すべき必要がある。

そうすると、本件規定は、随意契約の方式を選択しうる法的根拠にはなりえず、本件規定によって随意契約の方式を採用しうる特段の事情や性質を見出すことはできないのである。

社会の動向と愛媛県の現状

ここに平成 17 年 11 月 9 日に永田町合同庁舎 1 階第 1 会議室で開催された「第 15 回官業民営化等 WG 議事録（警察庁ヒアリング）」がある。当会議では、本件委託業務であるパーキングチケット発給手数料収納及び管理業務について議論がなされている。この点について、「既に…民間開放という位置づけになっている」ということが確認されている点は、注目すべき点である。また、例えば、三重県では既に、本件委託業務について、一般競争入札が採用され、民間事業者である「株式会社日本総合施設」が落札したものと公報されている(三重県、平成 18 年 3 月 30 日)。

上記のことは、本件委託業務について、もはや随意契約によるべき特段の事情あるいは「性質」が存在しないことを意味するものである。

したがって、愛媛県が主張する理由により随意契約の方式により、社団法人愛媛県交通

安全協会に対し業務委託することについて、随意契約の方式を選択しうる法的根拠はなく、社会的動向とも対立する事態が惹起されているものと思慮するのである。

(3) 委託金額の決定方法

概要

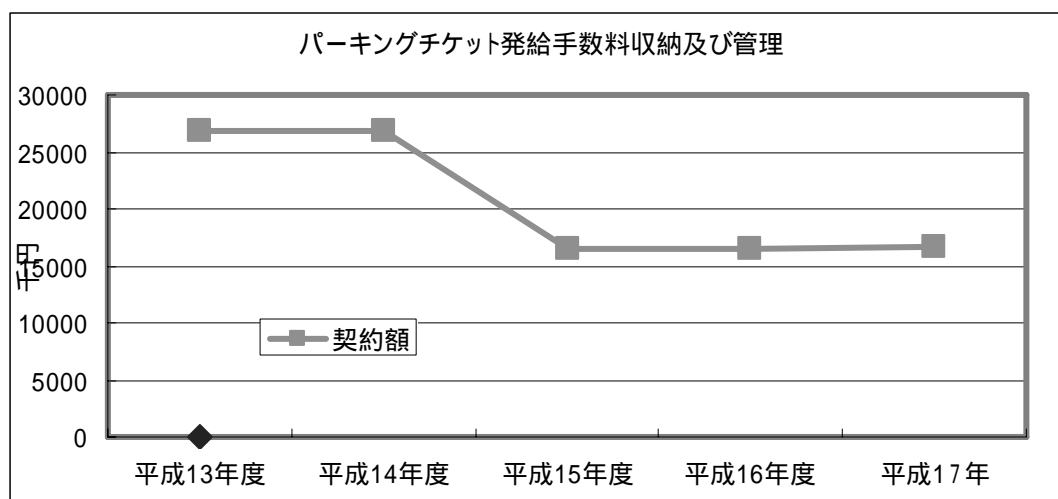
管理員4名分の人件費等の見積により積算されている。

過去5年間の契約金額、受託業者はつぎのとおりである。

		パーキングチケット発給手数料収納及び管理 (千円)			
	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
契約額	26,908	26,866	16,405	16,531	16,600
前年度差額	0	42	10,461	126	69
受託業者	社団法人愛媛県交通安全協会	社団法人愛媛県交通安全協会	社団法人愛媛県交通安全協会	社団法人愛媛県交通安全協会	社団法人愛媛県交通安全協会

契約額の対予定価格比率は過去5年間全て高い。

契約金額をグラフにしておくので参照されたい。



平成14年度までは、松山・今治それぞれ3名の配置であったが、平成15年度以降は、それぞれ2名とされたため予算が減額されている。

(4) 委託業務の執行状況の管理・検証状況

利用者からの苦情や報告内容に疑義がある場合には、関係者から事情を聞くなどして業務実施について確認している。また、業務実施状況は、集金時に発給設備から集計データが印字されることから、収納金額と都度照合することによって業務確認及び事故防止に努

めている。

・ 監査結果

(1) パーキングチケット発給設備は、新 500 円硬貨および新 1000 円札に対応されておらず、利用者は 100 円硬貨しか利用できない状態のまま運用されている。利用者の立場に立った対応がなされていないことは不適切であり、県は、早急に対応をする義務がある。費用は、利用者が支払っている利用料で十分賄えているはずである。(意見)

(2) 昭和 62 年に制定されたパーキング・チケット発給設備管理運用業務実施要領は、現行の運用実態にそぐわなくなった事項について、適切な変更がなされないまま契約条件に掲げられている。実態を反映すべく適時に改定を行わなければならない。(指摘)

(3) 随意契約方式の根拠と社会の動向

愛媛県が主張する理由により随意契約の方式により、社団法人愛媛県交通安全協会に対し業務委託することについて、随意契約の方式を選択しうる法的根拠はなく、社会的動向とも対立する事態が惹起されているものと思慮するのである。愛媛県は漫然、本件随意契約を継続するのではなく、早急に一般競争入札制度への移行を検討すべきである。(指摘)

警察本部	警務部会計課	交通管制センター設備保守業務委託 及びサブセンター設備保守業務委託
平成 17 年度年間委託料(円)	センター サブセンター	33,441,975 13,860,000
委託契約：指名競争入札		委託先：民間事業者

・ 委託業務の内容の検討

(1) 委託業務の概要

愛媛県は、交通管制センター（およびサブセンター）の設備保守業務を民間事業者に外部委託している。

愛媛県警察本部は、県内の交通情報を収集して、交通信号機や情報板を操作したり交通情報や道路情報をドライバーに伝達し、交通事故や渋滞、公害の減少に努めるため、コンピュータによる交通管制システムを導入している。この、交通管制システムは、松山交通管制センター、新居浜交通管制サブセンター及び今治交通管制サブセンターにより構成されている。このうち、松山交通管制センターに設置されている設備の保守点検業務が委託されている。管制室には常時 1 名が常駐して、24 時間体制の保守が行われている他、各交

差点を2名による巡回チェックしている。また、年4回の定期点検が行なわれることとなっている。サブセンターについては、同様であるが受注機会の提供の趣旨で分離して入札が執行されている。

(2) 外部委託先決定方法について

概要

平成10年度までは、機器納入業者による一社随意契約であったが、平成11年度より指名競争入札が実施されている。指名業者の選定基準としては、愛媛県競争入札参加資格者のうち各都道府県における交通管制センター中央装置及び端末設置の施行、保守業者としての実績があり保守ができる業者となっている。

指名競争入札の必要性について

愛媛県は本件業務委託について、指名競争入札の方式により業務を委託している。そこで、本件業務委託について、指名競争入札の方式によることが適法であるのか否かについて検討しておきたい。

地方自治法は一般競争入札を原則とし、特段の事情ないし性質のある場合に限り、指名競争入札の方式によることを認めている。これを本件業務についてみると、要するに、コンピュータシステムの保守点検業務であって、指名競争入札を採用すべき特段の事情ないし性質を見出すことはできない。対象が、交通管制という公共性の高いシステムであるというにすぎない。

また、一般競争入札によるべきことが原則であるにもかかわらず、例外的に指名競争入札制度を採用するのであるから、指名競争入札においては、指名の基準が明確かつ公平であり、かつ、業務の内容と指名の基準とが密接に関連している必要がある。

これを本件についてみると、各都道府県における交通管制センターにおける「実績」を要求していることに留意が必要である。実績がない場合に比べて実績がある方が、一見、安心して業務委託できそうなので、実績を求めることは不当な制約ではないようにもみえる。しかしながら、実績を求めることは、同時に、実績のない事業者を、すべからず、当該市場から排除することであって、行政庁による参入障壁の確立であると同視できる。実績のない事業者が実績をつくることは、事実上、不可能だからである。また、実績のない事業者であっても、適時適切に受託事業を遂行しうる能力を有する者も存在するとともに、実績のある事業者であったとしても、その能力を喪失している者もある。要するに、実績の有無は、本件委託事業の適時適切な遂行と密接に関係するものではないのである。

そうすると、本件委託事業について、実績を要求することは、本来考慮すべきでない事項を考慮することであって、いわゆる他事考慮に相当する。これは、行政庁に与えられた行政裁量の範囲を逸脱ないし濫用する事態である。また、実績を求めないのであれば、指名競争入札を採用すべき必要はない。本件指名競争入札の主たる契機は、実績の有無にあるからである。

(3) 委託金額の決定方法

概要

定期点検及び故障修理の各機器に対する年間点検回数，故障回数，所要日数等をもとに，定期点検費，修理費及び車両費を積算して予定価格が算定されている。なお，予定価格の事前公表はなされていない。

過去5年間の契約金額，受託業者はつぎのとおりである。

交通管制センター設備保守業務 (千円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
契約額	29,190	29,400	28,823	31,395	33,579
前年度差額	0	210	578	2,573	2,184
受託業者	I社	M社	K社	K社	K社

交通管制サブセンター設備保守業務 (千円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
契約額	11,340	12,600	11,172	14,070	13,860
前年度差額	0	1,260	1,428	2,898	210
受託業者	I社	M社	K社	K社	K社

落札率について

平成17年度の本件業務委託の落札率は，センター、サブセンターともに異常に高い落札率である。周知のように，落札率について今日の裁判例等によると，「95%」以上の落札率について，入札談合等の不当な取引制限の事実が推認され，県は少なくとも委託額の5%に相当する額の損害を被ったものと推定できると判示されている例があることに留意が必要である(建設工事についてであるが，金沢地判2005(平成17)年8月8日(最高裁判所WEBサイト)，京都地判2005(平成17)年8月31日(最高裁判所WEBサイト)，甲府地判2005(平成H17)年2月8日(最高裁判所WEBサイト)，さいたま地判2005(平成H17)年11月30日(LexisNexis 独自収集判例)，福岡地判2006(平成H18)年4月25日(西日本新聞、4月25日夕刊)，東京地判2006(平成H18)年4月28日(LEX/DB28111153)，横浜地判2006(平成H18)年6月21日(最高裁判所WEBサイト)等参照)。

異常に高い落札率は，不当な取引制限を禁止する独占禁止法第3条後段の法意に反すると同時に，地方自治法第2条第14項が要求する「最少経費で最大効果」義務に違背する事態が惹起されているものといえることができる。愛媛県は一般競争入札制度を採用するとともに，現状の改善が必要である。

(4) 委託業務の執行状況の管理・検証状況

委託業務の執行状況については、日次のシステムの継続的な稼働状況の確認と業者提出の日時、月次及び検査毎の点検表等により管理・確認している。

・ 監査結果

(1) 一般競争入札制度採用の必要性

愛媛県は指名競争入札を採用すべき特段の事情ないし性格が存在しないにもかかわらず、指名競争入札制度の採用を継続しているのであって、地方自治法に違反する事態が惹起されている。早急に、一般競争入札制度を採用すべきである。(指摘)

(2) 落札率について

本件業務委託の落札率は異常に高い落札率であるといえることができる。このような場合、入札談合等の不当な取引制限の事実を推定できることになる。これは、不当な取引制限を禁止する独占禁止法第3条後段の法意に反すると同時に、地方自治法第2条第14項が要求する「最少経費で最大効果」義務に違背する事態が惹起されている。愛媛県は一般競争入札制度を採用するとともに、現状の改善が必要である。(指摘)

警察本部	警務部会計課	交通管制センター信号制御下位装置 ほか整備工事請負
平成 17 年度請負金額(円)		104,790,000
工事請負契約：指名競争入札		委託先：民間事業者

・ 工事請負業務の内容の検討

(1) 工事請負業務の概要

愛媛県は、交通管制センター信号制御下位装置の更新および中央装置の付属装置（警報監視装置、LAN監視装置）の設置工事を民間事業者により工事請負している。

(2) 工事請負業者決定方法について

概要

電気通信工事の格付けがA等級で、同種設備を製造可能な業者であって、同種工事の施行実績のある業者による指名競争入札により選定されている。

指名競争入札の必要性について

愛媛県は本件工事について、指名競争入札の方式によっている。そこで、本件工事について、指名競争入札の方式によることが適法であるのか否かについて検討しておきたい。

地方自治法は一般競争入札を原則とし、特段の事情ないし性質のある場合に限り、限

定的に指名競争入札の方式によることを認めている。これを本件業務についてみると、要するに、装置の更新と取付であって、指名競争入札を採用すべき特段の事情ないし性質を見出すことはできない。対象が、交通管制という公共性の高いシステムであるというにすぎない。

また、一般競争入札によるべきことが原則であるにもかかわらず、例外的に指名競争入札制度を採用するのであるから、指名競争入札においては、指名の基準が明確かつ公平であり、かつ、業務の内容と指名の基準とが密接に関連している必要がある。

これを本件についてみると、電気通信工事の格付けがA等級であること、同種設備を製造可能な業者であること、同種工事の施行実績のあること、とある。これらの要件は、原則に反して指名競争入札を採用しなくとも、一般競争入札の参加資格要件で限定すればよいことであり、とくにやの要件を満たさない事業者は、入札に参加することもないであろう。そうすると、指名競争入札制度を採用すべき特段の事情ないし性格は存在しないものと思慮するのである。

仮にの「同種工事」を、限定的に「交通管制センターの信号制御」に限定するものであるとしよう。そうすると、実績を求めることの必要不可欠性が問われることになる。

実績がない場合に比べて実績がある方が、一見、安心して請負できそうなので、実績を求めることは不当な制約ではないようにもみえる。しかしながら、実績を求めることは、同時に、実績のない事業者を、すべからく、当該市場から排除することであって、行政庁による参入障壁の確立であると同視できる。実績のない事業者が実績をつくることは、事実上、不可能だからである。また、実績のない事業者であっても、適時適切に工事請負を遂行しうる能力を有する者も存在するとともに、実績のある事業者であったとしても、その能力を喪失している者もある。要するに、実績の有無は、本件工事の適時適切な遂行と密接に関係するものではないのである。そうすると、本件工事について、実績を要求することは、本来考慮するまでもない事項を考慮することであって、いわゆる他事考慮に相当する。

(3) 工事金額の決定方法

概要

設計図書により算定している。なお、予定価格は事前公表されている。

入札結果について

予定価格 132,218,100 円に対して、入札の結果 A 社の入札額は、104,790,000 円であったため、低入札についての低入札価格審査会が開催されたが、機器購入費用について従来の個別生産から見込み一括生産方式への変更によるコストダウンが見込まれるとの説明により、履行に問題がないものとして契約が締結されている。

低入札とその理由の正当性について

上述のように、調査基準価格を割り込んだ理由は、一括生産方式の変更によるコストダ

ウンによるものとのことであるが、このような理由は特段の低入札となった理由としては説得力がないように感じる。

他方、もし、調査基準価格は県の言われるように正常利潤も含まない業者にとっての原価そのものであるはず、というのであるならば低入札価格審査会での個別企業の事情の有無の調査、検討をもう少し突っ込んでしてもよかったのではないかと言えるのではないか。

(4) 請負業務の執行状況の管理・検証状況

請負業務の執行状況については、単体検査、工事検査および総合検査が実施されている。単体検査は、機器の搬入に先立ち、製造工場にて抜き取り検査がされている。工事検査は、機器納入時の外観及び納入機器について実施されている。また、総合検査として、機器の設置・配線完了後に性能・動作確認が実施されている。

・ 監査結果

一般競争入札制度採用の必要性

愛媛県は指名競争入札を採用すべき特段の事情ないし性格が存在しないにもかかわらず、漫然、指名競争入札制度の採用を継続しているのであって、地方自治法に違反する事態が惹起されている。早急に、一般競争入札制度を採用すべきである。(指摘)

低入札とその理由の正当性

本件における低入札の理由は通常の経営努力の中でのものである。本件において、調査基準価格を下回る適切な理由について低入札価格審査会が設置されている以上、審査会において、より突っ込んだ調査、検討が行われてもよかったのではないか。(意見)

もし調査基準価格を下回る理由が、本件のように一般論的理由によるものであれば、調査基準価格として県が今、算出している数字が県の言われる意味、即ち「業者にとって正常利潤もとれない原価そのもの」であるのかどうか、再検討する余地があると思われる。(意見)

警察本部	警務部会計課	停止処分者講習業務委託
平成 17 年度年間委託料(円)		19,096,000
委託契約：随意契約		委託先：外郭団体

警察本部	警務部会計課	違反者講習業務委託
平成 17 年度年間委託料(円)		22,011,360

委託契約：随意契約	委託先：外郭団体
-----------	----------

警察本部	警務部会計課	原付免許取得時講習業務委託
平成 17 年度年間委託料(円)		16,357,425
委託契約：随意契約		委託先：外郭団体

警察本部	警務部会計課	更新時講習業務委託
平成 17 年度年間委託料(円)		198,562,459
委託契約：随意契約		委託先：外郭団体

警察本部	警務部会計課	更新情報提供業務委託
平成 17 年度年間委託料(円)		23,250,850
委託契約：随意契約		委託先：外郭団体

警察本部	警務部会計課	免許関係事務委託
平成 17 年度年間委託料(円)		64,377,660
委託契約：随意契約		委託先：外郭団体

・委託業務の内容の検討

(1) 委託業務の概要

停止処分者講習業務委託

愛媛県は、道路交通法第 103 条の「免許の取消、停止等」の処分者（4 点以上の軽微でない違反で累積点数が 6 点以上となった者）に対する安全運転に関する講習，安全運転の向上の再教育を行い，事故防止を図るための講習業務を社団法人愛媛県交通安全協会に外部委託している。講習は，違反の程度によって，短期(1 日 6 時間)，中期（2 日 10 時間），長期（2 日 12 時間）の集合指導と社会参加（ボランティア）活動もしくは実車の運転教育・シミュレータ教育が行われる。平成 17 年度についてみると，短期 4,242 人，中期 930 人，長期 992 人が受講している。また，受講者負担料として，短期@13,800 円，中期@23,000 円，長期@27,600 円がそれぞれ証紙にて収納されている。

違反者講習業務委託

軽微違反行為をしたものに対して，行政処分という大きな不利益を課すことなく，講習を義務付けることにより危険性を改善し，道路交通の安全を確保するための講習業務を社団法人愛媛県交通安全協会に外部委託している。講習は，室内講習のみの非社会参加講習

と、街頭における交通安全に関するボランティア活動を行う社会参加講習の 2 種類となっている。平成 17 年度においては、非社会参加講習 1,528 人、社会参加講習 1,154 人となっている。受講者負担金として、非社会参加講習 14,250 円、社会参加講習 10,250 円がそれぞれ証紙にて収納されている。

原付免許取得時講習業務委託

原付免許を受けるものに対して、原付講習の受講が義務付けられたことに伴う安全運転知識や、(法令 1 時間)原付の基本操作、基本走行などの講習(技能 2 時間)を実施している。開催は、運転免許センターは、月曜日から金曜日、警察署においては、毎月 1 回から 4 日に 1 回実施されている。平成 17 年度については、センターについては、開催回数 244 回のべ 4,014 人の受講、警察署では、開催回数 74 回のべ 437 人の受講となっている。

更新時講習業務委託

運転免許の更新・交付・再交付の受付時の講習業務を社団法人愛媛県交通安全協会に外部委託している。

具体的な内容としては、初回運転者講習(初めて免許の更新を受けるもの、講習時間 120 分)、違反運転者講習(過去 5 年間軽微な違反 2 回以上のもの、講習時間 120 分)、一般運転者講習(過去 5 年間軽微な違反 1 回・3 点以下のもの、講習時間 60 分)および優良運転者講習(過去 5 年間無事故無違反のもの、講習時間 30 分)の各講習を実施する業務である。平成 17 年度においては、初回運転者 12,527 人、違反運転者 54,710 人、一般運転者 38,406 人、優良運転者 98,352 人に対して講習を行なっている。講習の内容としては、道路交通の現状と交通事故の実態、運転者の心構えと義務、安全運転の知識および運転適性についての診断と指導(優良を除く)について実施されている。また、受講者負担金として、初回運転者@1,700 円、違反運転者@1,700 円、一般運転者@1,050 円、優良運転者@700 円がそれぞれ証紙にて収納されている。

更新情報提供業務委託

愛媛県は道路交通法第 101 条第 3 項の運転免許証の更新事務に係る円滑な実施を図るため、更新に係る事項を通知する業務を社団法人愛媛県交通安全協会に外部委託している。具体的には、更新時期の近づいた運転免許者に対して、更新の案内通知を発送する業務である。平成 16 年度には、238,878 枚、平成 17 年度には、246,608 枚のはがきが発送されている。

免許関係事務委託

愛媛県は道路交通法第 108 条の運転免許の更新・交付・再交付事務等の申請受理、写真撮影・交付等の事務を社団法人愛媛県交通安全協会に外部委託している。

(2) 外部委託先決定方法について

概要

各講習の委託については、道路交通法第 108 条の 2 第 3 項の規定に基づいて、社団法人愛媛県交通安全協会との随意契約が結ばれている。

道路交通法と随意契約との関係について

愛媛県がある特定の事業を外部委託する場合、当然のことながら、地方自治法に準拠することが要請される。このことは、公安委員会がおこなう外部委託についても例外ではない。そうすると、本件各外部委託についても、地方自治法第 234 条の法意に基づき契約が締結される必要がある。

この地方自治法第 234 条は、既述のように、一般競争入札、指名競争入札および随意契約の方式によることを認めているが、一般競争入札が基本的大原則であって、特段の事情あるいは性質がある場合に限って、指名競争入札や随意契約の方式によることを例外的に許容するものである。

この点について、警察・公安委員会に関する事業という一事をもって例外的適用がなされるべきでないことは、既述の警察庁ヒアリングや規制改革・民間開放推進会議の答申にも見出すことができる。これら報告文書は、可能な限り、民間に事業を開放するとともに、一般競争入札を採用すべきことを指示するものだからである。

本件各外部委託について、随意契約の方式が採用される根拠は道路交通法第 108 条の 2 第 3 項の規定にあるとのことである。そこでまず、道路交通法 108 条の 2 第 3 項についてみておこう。つぎのような規定である。

「公安委員会は、内閣府令で定める者に第 1 項第 1 号、第 3 号から第 9 号まで若しくは第 11 号から第 13 号までに掲げる講習又は前項に規定する講習の実施を委託することができる。」

この内閣府令である道路交通法施行規則第 38 条の 3 は「法第 108 条の 2 第 3 項の内閣府令で定める者は、道路における交通の安全に寄与することを目的とする公益法人その他の者で、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると公安委員会が認めるものとする。ただし、国家公安委員会規則で定める講習については、当該講習における指導に必要な能力を有する者として国家公安委員会規則で定めるものが当該講習の業務を行うために必要な数以上置かれている者に限るものとする」と規定している(傍点 筆者)。

以上要するに、公安委員会は本件各業務委託を外部委託「できる」こと、および、その委託先は「講習を行うのに、又は委託先として必要かつ適切な組織、設備及び能力を有する」者であることを規定しているにすぎない。これを本件各委託業務についてみれば、社団法人愛媛県交通安全協会に対し、随意契約の方式によって委託したことは、道路交通法に違反していないことを示していても地方自治法第 234 条第 2 項を基本とし、地方自治法

施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号「不動産の買入れ又は借入れ，普通地方公共団体が必要とする物品の製造，修理，加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するかどうかとは別問題である。

本件各委託業務内容は，例えば停止処分者講習においては，既述のように，集合指導，社会参加活動，実車の運転教育・シミュレータ教育等であって，特殊な技能や資格が要求されるものでもなければ，研究者等の専門家対象の講座でもない。又，これらの教育等に使用する設備は重要物品として県が保有している。他の違反者講習、原付免許取得時講習、更新時講習、更新情報提供、免許関係事務の各委託業務の内容についても，高度の専門性や資格を必要とするものではない。したがって，本件各委託業務は，随意契約の方式によるべき特段の事情あるいは性質を有するものと認めることはできないという結論になると思われる。

愛媛県は本件各委託業務について，漫然，随意契約の方式を採用するとともに，長期継続的に社団法人愛媛県交通安全協会に対し業務委託を継続している。現状をみれば，社団法人愛媛県交通安全協会のみが該当者であるかもしれないが，潜在的には，本件各委託業務をめぐる市場が存在するものとみるべきである。しかも，特別な市場ではないのであるから，当然，その市場には競争があるべきである。すなわち，当該業務委託という市場について，潜在的ではあるが，競争市場が存在するものとみるべきなのである。そうすると，潜在的な競争市場があるにもかかわらず，随意契約の方式を採用することによって，事実上，行政庁による不当な取引制限，ないし，参入障壁の確立と同視できる事態が惹起されているものと解さざるを得ない。このような事態は，独占禁止法 3 条後段に違背するものといえることができる。

したがって，愛媛県は地方自治法および独占禁止法の法意を尊重し，本件の各随意契約の方式を採用し続けることが正当であるのか否かについて再検討するとともに，当該市場を開放する方途を採用すべきである。

(3) 委託金額の決定方法

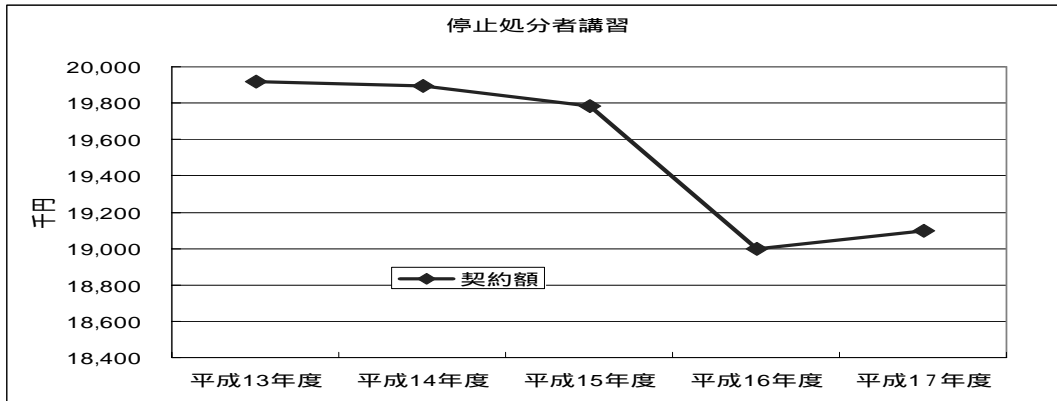
概要

過去 5 年間の契約金額，受託業者はつぎのとおりである。

停止処分者講習

(千円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
契約額	19,917	19,893	19,781	18,996	19,096
前年度差額	0	24	112	785	100
受託業者	社団法人愛媛県交通安全協会	社団法人愛媛県交通安全協会	社団法人愛媛県交通安全協会	社団法人愛媛県交通安全協会	社団法人愛媛県交通安全協会



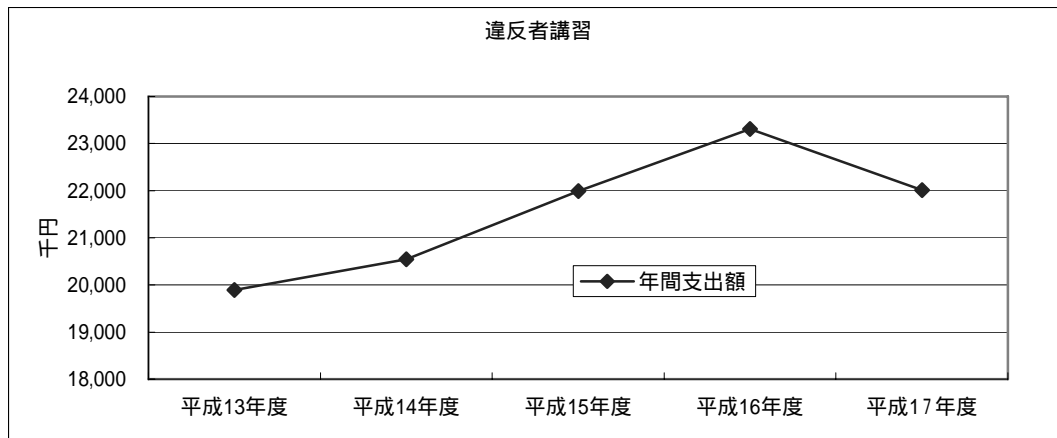
上記委託予算額は行政処分者講習嘱託職員6名分の人件費により積算されており、概ね同額で推移していることがわかる。

契約額の対予定価格比率は毎年高い率となっている。

違反者講習

(千円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
年間支出額	19,895	20,548	21,989	23,305	22,011
前年度差額	0	653	1,441	1,316	1,294
受託業者	社団法人愛媛県交通安全協会	社団法人愛媛県交通安全協会	社団法人愛媛県交通安全協会	社団法人愛媛県交通安全協会	社団法人愛媛県交通安全協会



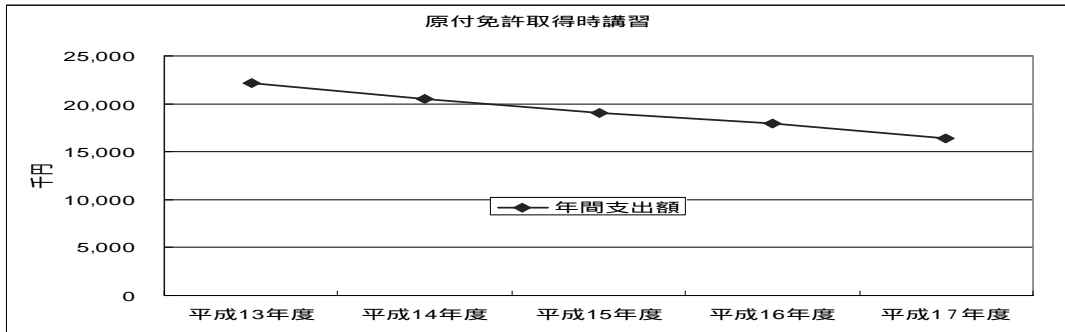
契約単価は、平成10年10月の道路交通法改正の際に事業に要する必要経費を積算し委託割合を勘案の上、受託者と協議の上決定されており、非社会参加講習@8,442円、社会参加講習@7,896円となっている。

単価契約となっており、よって増減は実績量増減による。

原付免許取得時講習

(千円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
年間支出額	22,171	20,536	19,018	17,989	16,357
前年度差額	0	1,635	1,518	1,029	1,632
受託業者	社団法人愛媛県交通安全協会	社団法人愛媛県交通安全協会	社団法人愛媛県交通安全協会	社団法人愛媛県交通安全協会	社団法人愛媛県交通安全協会

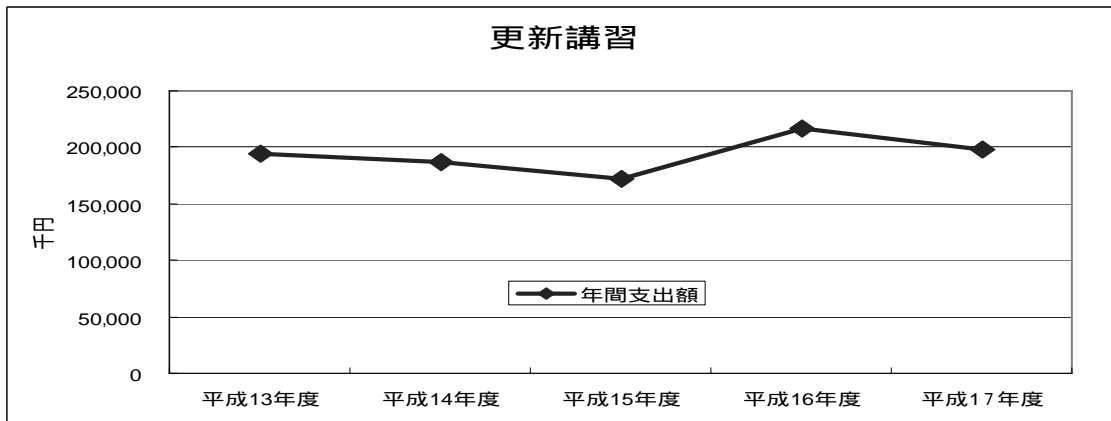


上記表のように、契約単価は@3,675 円である。これは、平成 4 年 11 月の道路交通法改正の際に必要な経費を積算し委託割合を勘案の上、受託者と協議の上決定されたものである。単価契約となっており、よって増減は実績量増減による。

更新時講習

(千円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
年間支出額	194,139	186,861	171,828	216,460	198,562
前年度差額	0	7,278	15,033	44,632	17,898
受託業者	社団法人愛媛県交通安全協会	社団法人愛媛県交通安全協会	社団法人愛媛県交通安全協会	社団法人愛媛県交通安全協会	社団法人愛媛県交通安全協会

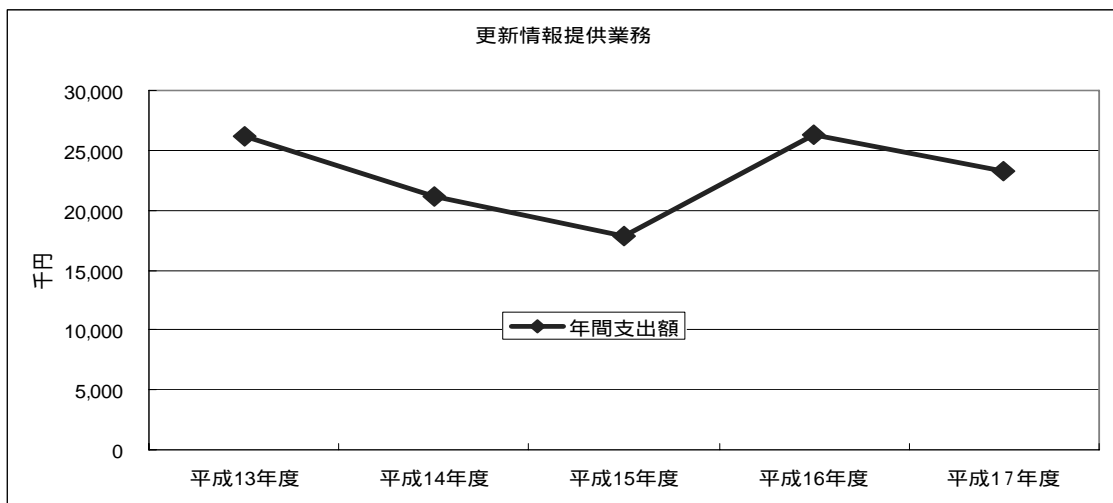


平成 14 年 10 月の道路交通法改正の際に必要な経費を積算し委託割合を勘案の上、受託者と協議の上決定している。契約単価は、初回運転者@1,512 円、違反運転者@1,512 円、一般運転者@936.6 円、優良運転者@619.5 円となっている。単価契約となっており、よって増減は実績量増減による。

更新情報提供業務

(千円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
年間支出額	26,181	21,099	17,880	26,343	23,251
前年度差額	0	5,083	3,219	8,463	3,092
受託業者	(社)愛媛県交通安全協会	(社)愛媛県交通安全協会	(社)愛媛県交通安全協会	(社)愛媛県交通安全協会	(社)愛媛県交通安全協会



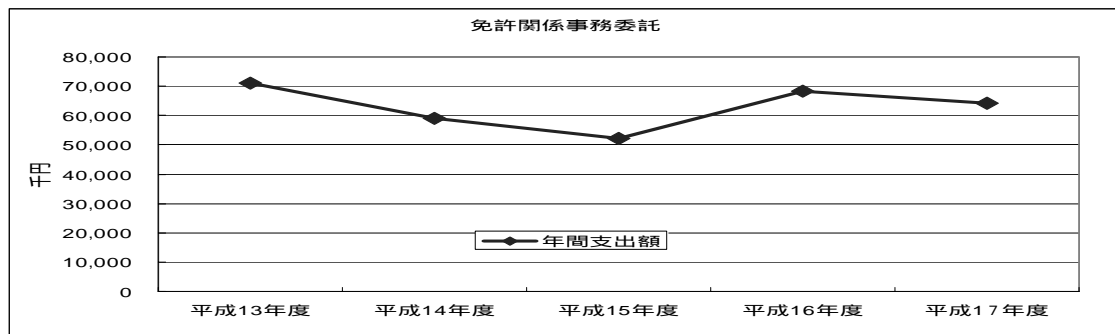
平成6年4月の道路交通法改正の際に必要な経費を積算し委託割合を勘案の上、受託者と協議の上決定している。契約単価は、平成16年度までは@99.65円、平成17年度については@97.65円となっている。内訳としては、はがき代10円・送料50円・手間代37.65円となっている。

単価契約となっており、よって増減は実績量増減による。

免許関係事務委託

(千円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
年間支出額	71,153	58,921	52,317	68,444	64,378
前年度差額	0	12,232	6,604	16,127	4,067
受託業者	(社)愛媛県交通安全協会	(社)愛媛県交通安全協会	(社)愛媛県交通安全協会	(社)愛媛県交通安全協会	(社)愛媛県交通安全協会



契約単価は、平成 6 年 4 月の道路交通法改正の際に必要な経費を積算し委託割合を勘案の上、受託者と協議の上決定しており、更新@241.5 円、新規@252 円、再交付@294 円となっている。

単価契約となっており、よって増減は実績量増減による。

講習時間と職員数との関係、又委託費の算出

1) 停止処分者講習

平成 17 年度についてみると、短期 4,242 人、中期 930 人、長期 992 人が受講しているのであるから、延べ講習時間は 46,656 時間 (= 4,242 人 × 6 時間 + 930 人 × 10 時間 + 992 × 12 時間) になる。1 日に 6 時間、講習をすると仮定すれば、延べ日数 7,776 日 (= 46,656 時間 / 6 時間) となる。予算は嘱託職員 6 名分の人件費により算定されているが、実際の従事時間の把握に基づいた適切な金額の算定は行われていない。作業時間を的確に把握分析し、あるべき最小コストを算出する必要がある。地方自治法第 2 条第 14 項は、「最少コストで最大効果」であることを要求するからである。

2) 違反者講習

違反者講習の単価についても、停止処分者講習と同様に実際の従事状況の把握等により、適時に合理的な価格が算定されていない。

3) 原付免許取得時講習

本件委託費についても、平成 4 年に設定された単価が継続して使用されており、従事者時間数の把握等の方法による、合理的な単価設定の見直しがなされていない。

4) 更新時講習

本件委託費についても、平成 14 年に設定された単価が継続して使用されており、従事者時間数の把握等の方法による、合理的な単価設定の見直しがなされていない。

5) 更新情報提供委託費

上述のように、はがき代 10 円・送料 50 円・手間代 37.65 円である。このうち「手間代 37.65 円」には、はがき印刷代 12.435 円および人件費 21.38 円他である。なお、本件については、平成 19 年 7 月より一般競争入札に移行される予定である。

ハ) 免許関係事務委託費

本件委託費は、更新@241.5 円、新規@252 円、再交付@294 円として、単純上積み計算がなされている。これは、平成 6 年に設定された単価が継続して使用されており、従事者時間数の把握等の方法による、合理的な単価設定の見直しがなされていない。

(4) 委託業務の執行状況の管理・検証状況

各委託業務の執行状況については、月次の実施報告等により管理・確認している。
又、更新時講習についてはさらに、更新時に収受される証紙の検印調書および証紙収納簿と月次実施状況報告書の一致確認等により委託業務の執行状況を管理・確認している。
又、更新情報提供委託については、データ受渡し、発送状況、窓口での通知はがきの提示状況をもって管理・確認している。

. 監査結果

(1) 随意契約方式採用の正当性について

愛媛県は本件各委託業務について、漫然、随意契約の方式を採用するとともに、長期継続的に社団法人愛媛県交通安全協会に対し業務委託を継続しているのである。このような事態は、地方自治法の法意に反する事態が惹起されている。また、潜在的な競争市場があるにもかかわらず、随意契約の方式を採用することによって、事実上、行政庁による不当な取引制限、ないし、参入障壁の確立と同視できる事態が惹起されている。したがって、愛媛県は地方自治法および独占禁止法の法意を尊重し、本件随意契約の方式を採用し続けることが正当であるのか否かについて再検討するとともに、当該市場を開放する方策を採用すべきである。(指摘)

(2) 委託額の正当性について

本件各委託業務について現状をみると、必要最低限の委託費が算出されていないか、あるいは、必要最低限の状況であるか否かが不明な状態に陥っている。このような事態は、地方自治法 2 条第 14 項が規定する義務に違背するものである。愛媛県は、現状の厳密な把握と適正額の算出が必要である。(指摘)

警察本部	警務部会計課	愛媛県警察行政手続等オンライン化システム開発業務
委託形態: 指名競争入札		委託先: 民間業者
平成 17 年度委託料(円)		25,200,000

. 委託業務の内容の検討

(1) 委託業務の概要

県民、民間企業等が警察に対して行う各種申請・届出手続きがインターネットを利用して電子文書で行えるようにするシステムの開発業務委託。

具体的には、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、遺失物法に係る申請、届出関係である。

(2) 外部委託先決定方法について

指名競争入札によっている。5社を指名したが2社辞退し、3社競争で行っている。

(3) 委託金額の決定方法

参考見積りをとり、これを基に予算要求し予定価格を決定している。

(4) 委託業務の執行状況の管理・検証状況

業者においてシステム作成後、警察本部でテスト入力し、途中経過の打ち合わせを行い、最終的に使用して問題ないということで検証している。

. 監査結果

(1) 指名競争入札を選択することの理由の合理性について

5社指名したが2社辞退の経緯から、この業務はその性格上、地方自治法234条第2項、地方自治法施行令第167条第1号乃至第3号にいう「その性質又は目的が一般競争入札に適しない」、「その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である場合」、「一般競争入札に付することが不利と認められるとき」のいずれかに該当するのであるならば、その論拠を明確にしておくべきであり、結論としては指名競争入札の取引の不当制限リスクを鑑みると、指名競争入札でなく、一般競争入札とすべきである。(指摘)

警察本部	警務部会計課	地図検索システム・データ更新業務
委託形態: 1社随意契約		委託先: 民間業者
平成17年度委託料(円)		41,580,000

. 委託業務の内容の検討

(1) 委託業務の概要

110番通報の受信と同時に通報者からの目標物、通報場所の電話番号情報等から発信地を確定して各移動局及び所轄警察署等に無線指令し、現場にできるだけ早く到着し、通報者等の保護、犯罪の検挙等を効果的に行うための地図検索システムのデータ更新業務委託であ

る。平成 17 年度は市町村合併による地番変更が著しく、110 番通報に適切に対応するため最新の地図データに更新している。

なお、これはデータ更新のみの費用であり、地図検索システムそのものの賃貸については 26 百万円/年で、又 110 番情報管理装置機器のリースは 17 百万円/年で、又発信地表示装置機器レンタルは 780 万円/年で賃借している。

(2) 外部委託先決定方法について

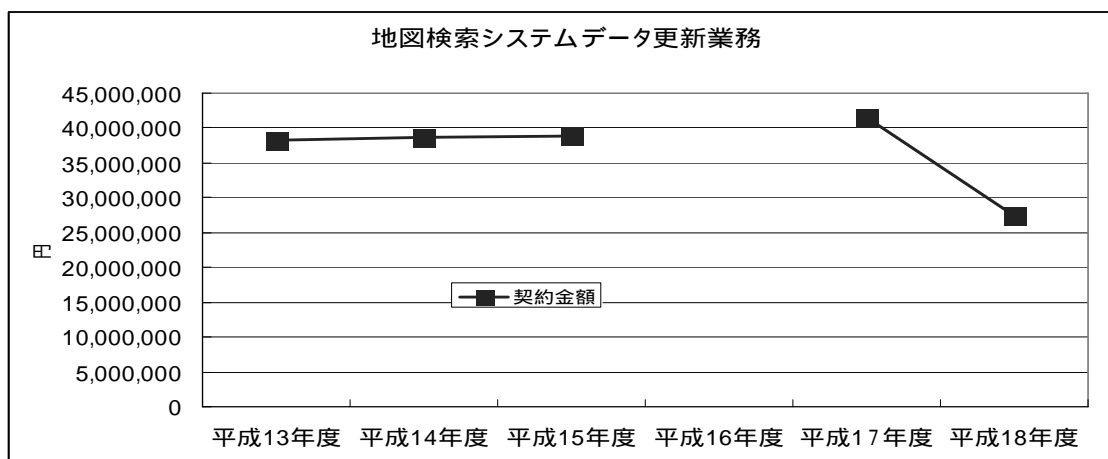
開発業者にその更新作業を委託せざるを得ないとのことであった。

(3) 委託金額の決定方法

過去 5 年間の委託実績は以下のようになっている。

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
契約金額	38,220,000	38,640,000	38,850,000		41,580,000	27,510,000
受託業者	A社	A社	A社		A社	A社

平成 16 年度は更新はしていない。



(4) 委託業務の執行状況の管理・検証状況

業者において更新後、通信指令室で実際に運用して確認する。なお途中経過の打ち合わせを行い、最終的に使用して問題ないということで検証している。

・監査結果

(1) 予定価格の算定資料

この種のシステムのデータ更新ということについてはよくみられる業務である。業者の見積単価を参考にしているのみでなく、警察本部としてこの種の作業コスト、単価を調査して予定価格を積み上げ計算し、価格交渉をできるように努力すべきである。(意見)